

# 滋賀県の情報公開・個人情報保護

平成18年度 運用状況報告書

滋 賀 県

# 滋賀県の情報公開制度

## 1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和 62 年 10 月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和 63 年 4 月から公文書公開を実施してきました。平成 12 年 10 月には、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されたことなどを踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、「滋賀県情報公開条例」を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から施行しています。

県では条例前文にも示されている、「県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則である」という理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県政運営の透明性の確保に努めながら、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

## 2 情報公開制度のあらまし

### (1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

#### ア 公文書公開制度を実施する機関 [ 条例第 2 条第 1 項 ]

知事 議会 教育委員会 選挙管理委員会 人事委員会  
監査委員 公安委員会 警察本部長 労働委員会 収用委員会  
海区漁業調整委員会 内水面漁場管理委員会 公営企業管理者  
病院事業管理者 県が設立した地方独立行政法人

#### イ 公開請求の対象となる公文書 [ 条例第 2 条第 2 項 ]

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、県立近代美術館などの県の施設や県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成 11 年 10 月 1 日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成 14 年 4 月 1 日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

#### ウ 公開請求権者 [ 条例第 4 条 ]

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも

公開請求をすることができます。

#### エ 公開請求の方法 [ 条例第 5 条 ]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うこととしています。方法は窓口へ直接提出する他、ファックス、郵送等により行うこともできます。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、各振興局等（南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島の県下 6 か所）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県下 12 か所）は警務課がこの窓口となっています。

#### オ 非公開情報 [ 条例第 6 条 ]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

##### （ア）個人に関する情報 [ 第 1 号 ]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

##### （イ）法人等に関する情報 [ 第 2 号 ]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

##### （ウ）公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [ 第 3 号 ]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

##### （エ）法令または条例の規定により非公開とされる情報 [ 第 4 号 ]

法令等の規定により非公開とされている情報

##### （オ）審議、検討または協議に関する情報 [ 第 5 号 ]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

##### （カ）事務の円滑な実施を困難にする情報 [ 第 6 号 ]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報など

#### カ 部分公開 [ 条例第 7 条 ]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

#### キ 公益上の理由による裁量的公開 [ 条例第 8 条 ]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第 6 条第 4 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができることとされています。

## ク 公文書の存否に関する情報 [ 条例第 9 条 ]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否することができるかとされています。

## ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [ 条例第10条・第11条・第12条 ]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日（収受年月日の翌日を起算日とする）から 15 日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないと、また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から 15 日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30 日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」（条例第 12 条）の規定があります。

## コ 公開の実施および費用負担

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴については無料ですが、公文書の写しの交付また送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

## サ 不服申立て [ 条例第 3 章 ]

実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

実施機関は、滋賀県情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定または裁決を行うこととなります。

## (2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

### ア 情報提供制度

#### (ア) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各振興局等の行政情報コーナーにおいて、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

#### (イ) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成 12 年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県刊行物の有償頒布を実施しています。

#### (ウ) 「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に基づく情報提供

平成 18 年度末に「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を制定（平成 19 年度施

行)し、滋賀県ホームページへの情報の掲載や県民情報室等での情報の縦覧を推進しています。なお、本要綱の施行により、知事、副知事、各実施機関の長、本庁各部長等の交際費の支出状況もホームページに掲載しています。

## イ 県民政策コメント制度

滋賀県では県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成 12 年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています(所管：総務部行政経営改革室)。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (ア) 県の長期構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (イ) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。)の制定または改廃に係る案の策定(迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。)

## ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成 12 年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています(所管：総務部職員課)。

### (ア) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

### (イ) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

## エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、滋賀県情報公開条例第 34 条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」(平成 13 年 1 月 31 日制定)を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

### (ア) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

- 県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人
- ( に掲げる法人を除く。)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 152 条第 2 項に規定する法人に該当する法人

(イ) 出資法人において実施する情報公開制度

出資法人の経営状況等に関する資料の公表

上記(ア)の または に該当するすべての出資法人が対象となっています。

出資法人が定める規程等に基づき、当該出資法人がその保有する文書について滋賀県情報公開条例に準じた公開制度(文書公開制度)の実施

上記(ア)の に該当する出資法人のうち県が資本金等の2分の1以上を出資している法人および上記(ア)の に該当する法人が対象となっています。

# 平成18年度の情報公開制度の実施状況

## 1 公文書公開制度

### (1) 公文書公開請求の状況

平成18年度における公文書公開請求件数は578件で、前年度の587件に比べて9件(約1.5%)減少しました。しかし、これは公開請求による公開から公開請求によらない情報提供への切り替えを進めたことによるものと思われます。しかし、なお前年度とほぼ同水準に留まったことから、実質増とも考えられます。

表1 公文書公開請求件数の状況 (件)

区分	県民情報室 (本庁)	行政情報コーナー (振興局等)	警察県民センター (警察本部)	その他の機関	計
昭和63～平成16年度	1,774	544	120	164	2,602
平成17年度	323	197	28	39	587
平成18年度	295	203	45	35	578
計	2,392	944	193	238	3,767

注1 件数は、請求書一枚を1件としてカウントしたものの。

2 平成12年度までの件数は、請求と申出の合計となっている(以下同じ。「申出」とは、滋賀県公文書の公開等に関する条例(旧条例)下で定められていた県外在住者等の請求権者以外の者からのものをいう)。

### (2) 公文書公開請求の請求者別内訳

平成18年度の公文書公開の請求者別の内訳は、表2のとおりです。

その内訳は、「県内、個人」が289件と最も多く、次に「県内、法人・その他の団体」が129件となっており、「個人」と「法人・その他の団体」を合わせた県内の請求者が全体の72.3%を占めています。

表2 公文書公開請求の請求者別内訳 上段：件数 下段：構成比

	県内	県外	計
個人	289	53	342
	53.5%	10.5%	64.0%
法人・その他の団体	129	107	236
	20.5%	15.5%	36.0%
計	418	160	578
	72.3%	27.7%	100%

### (3) 公文書公開請求の実施機関別内訳

公文書公開請求のあった実施機関別内訳は表3のとおりです。

平成18年度における公文書公開請求の実施機関別内訳は、知事部局が554件で全体の83.2%を占めています。一方、議会や教育委員会などの知事部局以外の実施機関では、112件の請求がありました。

知事部局の部局別（振興局等、地方機関分含む）で見ると、土木交通部が最も多い342件、次いで琵琶湖環境部が78件、健康福祉部が70件でした。知事部局以外の実施機関で最も多かったのは警察本部長で、44件の請求がありました。

土木交通部の場合、建築計画概要書、工事成績評定表、道路供用開始図面、その他工事に関する資料の請求が多くありました。琵琶湖環境部の場合は産業廃棄物関連の請求が多く、健康福祉部の場合は診療所の開設一覧表や社会福祉法人関係の請求が多くありました。教育委員会に対する請求は減少しましたが、これは教員採用選考試験の専門試験問題を公開請求によらない情報提供（自由に閲覧・複写可）への切り替えを進めた影響によるものと考えられます（ただし、一部に閲覧制限もあり、平成19年度は増加傾向）。警察本部長には交通安全対策関係や懲戒処分者名簿などの請求がありました。

表3 公文書公開請求の実施機関別内訳

左欄：件数 右欄：構成比

実施機関	昭和63～平成16年度		平成17年度		平成18年度		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
知事	2,235	84.8%	506	77.1%	554	83.2%	3,295	83.2%
政策調整部	63	2.4%	20	3.0%	12	1.8%	95	2.4%
総務部	329	12.5%	20	3.0%	18	2.7%	367	9.3%
県民文化生活部	220	8.3%	10	1.5%	15	2.3%	245	6.2%
琵琶湖環境部	462	17.5%	59	9.0%	78	11.7%	599	15.1%
健康福祉部	311	11.8%	96	14.6%	70	10.5%	477	12.0%
商工観光労働部	21	0.8%	3	0.5%	5	0.8%	29	0.7%
農政水産部	170	6.4%	27	4.1%	14	2.1%	211	5.3%
土木交通部	618	23.4%	271	41.3%	342	51.4%	1,231	31.1%
出納局	41	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	41	1.0%
議会	50	1.9%	12	1.8%	13	2.0%	75	1.9%
教育委員会	139	5.3%	82	12.5%	24	3.6%	245	6.2%
選挙管理委員会	55	2.1%	19	2.9%	18	2.7%	92	2.3%
人事委員会	4	0.2%	2	0.3%	1	0.2%	7	0.2%
監査委員	17	0.6%	3	0.5%	1	0.2%	21	0.5%
公安委員会	0	0.0%	1	0.2%	1	0.2%	2	0.1%
警察本部長	123	4.7%	27	4.1%	44	6.6%	194	4.9%
労働委員会	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
収用委員会	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
海区漁業調整委員会	4	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.1%
内水面漁場管理委員会	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
公営企業管理者	7	0.3%	4	0.6%	2	0.3%	13	0.3%
病院事業管理者		0.0%		0.0%	6	0.9%	6	0.2%
県が設立した地方独立行政法人		0.0%		0.0%	2	0.3%	2	0.1%
合計	2,637	100%	656	100%	666	100%	3,959	100%

注 1件の請求で複数の部局にわたるものがあるので、合計数が表1の公文書公開請求件数より多くなっている。  
各部局別内訳は、各部関係の出先機関分を含んだもの。



#### (4) 公文書公開請求の決定状況

公文書の公開請求に対する決定状況は、表4のとおりです。

平成18年度における公文書公開請求の決定状況は、公開が235件、部分公開が286件、非公開（不存在を除く）が9件、不存在が30件、取下げが18件でした。

表4 公文書公開請求の決定状況

区分	請求件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
昭和63～平成16年度	2,602	1,081	1,273	50	130	68
平成17年度	587	251	299	5	19	13
平成18年度	578	235	286	9	30	18
合計	3,767	1,567	1,858	64	179	99

#### (5) 非公開決定等の理由別内訳

平成18年度に部分公開・非公開（不存在を除く）決定を行った295件についての非公開理由は、個人に関する情報（条例第6条第1号該当）によるものが284件と最も多く、全体の約6割近くを占めています。次いで、法人等に関する情報（条例第6条第2号該当）が多く、個人に関する情報と合わせると、全体の8割以上を占めています。

表5 非公開決定等の理由別内訳

上段：件数  
下段：構成比

非公開理由	昭和63～平成12年度	平成13～平成17年度		平成18年度
		件数	構成比	
個人情報 (条例第6条第1号)	465 37.3%	722 51.8%		284 57.8%
法人情報 (条例第6条第2号)	281 22.6%	407 29.2%		151 30.8%
公共安全情報 (条例第6条第3号)	286 23.0%	42 3.0%		13 2.6%
法令秘情報 (条例第6条第4号)	2 0.2%	7 0.5%		1 0.2%
機関委回事務情報 (条例第6条第5号)	3 0.2%	13 0.9%		1 0.2%
意思形成過程情報 (条例第6条第6号)	49 3.9%	204 14.6%		41 8.4%
行政運営情報 (条例第6条第7号)	142 11.4%			
国等協力関係情報 (条例第6条第8号)	17 1.4%			
合計	1,245 100%	1,395 100%		491 100%

注1 平成12年度までは、滋賀県公文書の公開等に関する条例に基づく非公開理由。また、平成12年度については、同条例の一部改正により機関委回事務情報（条例第6条第5号）が削除され、条例第6条第6号から第8号までの号数が一つずつ繰り上がっている。

2 1件で非公開理由が複数あるものがあるため、非公開理由の適用数の合計は、部分公開・非公開決定件数を上回っている。

(6) 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況

< 滋賀県情報公開審査会の概要 >

滋賀県情報公開審査会は、学識経験者や一般公募者等7人以内の委員で構成されています。情報公開審査会は、非公開決定等について不服申立てがあった場合に実施機関から諮問を受け、実施機関が行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正中立な立場から建議を行う地方自治法上の附属機関です。

< 開催状況 >

平成18年度は、計12回開催されました(平成17年度より2回多い)。

< 諮問の状況 >

平成17年度中にあった不服申立てのうちの4件が平成18年度に新たに諮問されました。平成18年度には不服申立てが新規に3件ありましたが、これらについては審査会への諮問はありませんでした(2件は諮問せず処分を取り消して公開。もう1件は取り下げ)。

< 答申および実施機関の処理の状況 >

平成18年度は、平成16年度および17年度から審議を続けてきた諮問事案のうち6件について答申が出され、4件について答申を踏まえて実施機関が決定・裁決を行いました。

その他、平成17年度に不服申立てのあった1件と平成18年度に不服申立てのあった2件の計3件が審査会に諮問を要することなく処理が完了しています。

表6 不服申立て、審査会の審査および実施機関の処理の状況

年度	不服申立ての状況				
	不服申立て係属件数	内訳		諮問前取下げ	未諮問
		前年度からの繰越件数	当年度中申立て件数		
平成18年度	15	12	3	1	0

情報公開審査会									
諮問係属件数	内訳		諮問の取下げ	答申件数	内訳				審議中
	前年度からの繰越件数	当年度中諮問件数			原処分受当	一部取消し	取消し	却下	
11	7	4	0	6	2		4		5

実施機関の処理					
決定・裁決	内訳				未処理(答申後)
	認容	一部認容	棄却	却下	
7	7				2

うち3件が諮問を要さず処理

表7 平成18年度の情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
33	「県立中学校出願者数総括関係文書」	教育委員会	審査請求 H17.2.17	答申第28号 一部取消 H18.8.18	認容 H18.8.22
		一部公開 H17.2.14	諮問 H17.3.22	開催回数6回 処理日数514日	
34	「県立中学校入試合否判定資料関係文書」	教育委員会	審査請求 H17.2.17	答申第29号 一部取消 H18.8.18	認容 H18.8.22
		一部公開 H17.2.14	諮問 H17.3.22	開催回数7回 処理日数514日	
35	「低入札価格調査審査委員会の議事録関係文書」	知事	異議申立て H17.7.8	答申第30号 取消 H18.12.25	認容 H19.1.22
		一部公開 H17.7.1	諮問 H17.9.16	開催回数4回 処理日数465日	
36	「道路台帳整備委託関係文書」	知事	異議申立て H17.9.2	答申第31号 一部取消 H18.12.25	認容 H19.2.23
		一部公開 H17.7.6	諮問 H17.12.12	開催回数5回 処理日数378日	
37	「発言者氏名がわかる教育委員会会議録」	教育委員会	審査請求 H17.10.25	答申第32号 原処分妥当 H19.3.30	棄却 H19.4.10
		非公開 H17.10.17	諮問 H18.3.15	開催回数5回 処理日数380日	
38	「県立中学校教科書採択に関する教育委員会の録音記録」	教育委員会	審査請求 H17.11.30	答申第33号 原処分妥当 H19.3.30	棄却 H19.4.10
		一部公開 H17.10.5	諮問 H18.3.15	開催回数5回 処理日数380日	
39	「発達障害者調査報告関係文書」	知事	異議申立て H18.2.7	審議中	
		公開 H18.2.1	諮問 H18.3.13		

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
40	「社会福祉法人認可申請書類、知的障害者福祉施設事故報告書関係文書」	知事	異議申立て H18.2.8	審議中	
		一部公開 H18.2.3	諮問 H18.4.6		
41	「病院における死亡事故報告書関係」	知事	異議申立て H18.3.10	審議中	
		一部公開 H18.3.1	諮問 H18.4.20		
42	「知的障害者雇用計画、知的障害者採用試験問題関係」	知事	異議申立て H18.2.1	審議中	
		一部公開 H18.1.27	諮問 H18.7.3		
43	「職員処分に関する文書関係」	知事	異議申立て H18.2.27	審議中	
		一部公開 H18.2.23	諮問 H18.7.3		

表 8 平成18年度の情報公開審査会答申の概要

<p>答申第 28号 (諮問第 33号)</p>	<p>件 名 「県立中学校の「出願・受検者数等総括表」」の一部公開決定に対する不服申立て</p>
<p>1 対象公文書 平成15、16、17年度滋賀県立中学校入学者選抜における滋賀県立守山中学校の「出願・受検者数等総括表」</p>	
<p>2 答申の骨子</p> <p>(1) 結論 非公開とした部分のうち、小学校名については公開すべきである。</p> <p>(2) 判断理由</p> <p>(1) 条例第 6 条第 1 号 (個人識別情報) の該当性について</p> <p>ア 条例第 6 条第 1 号本文該当性について 諮問実施機関が主張するように、受検者の周辺には受検者の友人や同じ学校からの受検者、それらの保護者や親戚等の関係者が存在しており、そうした関係者であれば、小学校名と受検者数、入学許可予定者数という情報を組み合わせることにより、ある児童が実際に受検したかどうかやある児童が入学許可予定者となれたか否かを識別できる場合がある。 しかしながら、本件対象公文書は、受検者や入学許可予定者の氏名が記録されているものではないため、特定の児童が受検したかどうかを知らない関係者以外の者、つまり一般人であれば小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数という数字のみをもって誰が受検したかどうかや入学許可予定者となったか否かを識別することは不可能である。</p> <p>イ 個人識別性の判断基準について 条例第 6 条第 1 号本文で規定する「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」の該当性を判断する場合は、当該特定の個人について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることを基準に判断するのが原則である。 ただし、一般人であれば個人を識別できない場合でも、特別の情報を有する関係者によって個人が識別され、権利利益が侵害されることが特に問題となるような事案については、情報の性質等を勘案して、関係者が特定の個人を識別できることを基準に判断するのが相当な場合もある。</p> <p>ウ 本件における個人識別性の判断基準の適用について 本件で公開が求められているのは小学校ごとの受検者数および小学校ごとの入学許可予定者の数字であり、入学許可予定者となった個人の氏名の公開が求められているものではなく、非公開とされた小学校名そのものは個人識別情報と直結するものではない。 また、県立中学校入学者選抜では、作文、面接、個人調査報告書を資料として入学候補者の選抜を行った後、その入学候補者の中から抽選を行うことにより入学許可予定者が決定されている。この入学者選抜の仕組みからすると、入学許可予定者になれなかった児童には、作文等の総合点により入学許可予定者になれなかった児童と入学候補者にはなれたものの、抽選で外れたため入学許可予定者になれなかった児童がいることになる。そして、本件対象公文書には「入学候補者」の数は記録されていない。 そのため、たとえ、小学校ごとの入学許可予定者数が公開され、ある児童が入学許可予定者となっていないことが識別できたとしても、それが作文等の総合点により入学許可予定者になれなかったのか、あるいは入学候補者にはなれたものの抽選で外れたため入学許可予定者となれなかったのかどうかまでこの情報から識別することはできないといえる。このことからすると、関係者によって入学許可予定者になれなかったということが識別されたとしても、その理由までもが特定できない以上それは個人の名誉等の権利利益を著しく傷つけるものとまではいえないと考えられる。 以上のことを勘案すると、本件対象公文書に記録される小学校名は、関係者が特定の個人を識別できることを基準に判断するほどの特別な事情がある情報とは認められず、本件については、一般人を基準に個人識別性を判断すべきと考えられる。 一般人を基準に個人識別性を判断すると、本件対象公文書に記録される小学校名という情報のみで特定の個人が受検をして入学許可予定者になったかどうかを識別することは不可能であると認め</p>	

られる。

以上のことから、本件対象公文書に記録された小学校名は、条例第6条第1号本文に該当する情報ではないと判断する。

(2) 条例第6条第6号(公開すると事務の遂行に支障がある情報) 該当性について

ア 小学校の順位付け等による誤った評価が行われるおそれについて

県立中学校入学者選抜は、最終的には抽選で入学許可予定者が決定されるものである。従って、ある小学校の入学許可予定者数が少なかったとしてもそれは抽選の結果に過ぎない可能性もあるため、審査請求人が主張するように、必ずしも小学校の順位付けにつながる資料にはならないと考えられる。また、いわゆる進学校が他に県内外に存在することからすると、必ずしも県立守山中学校への入学許可予定者数の多い、少ない等をもって、小学校の順位付けや小学校の評価が行われるとは考えられない。さらに、県立中学校入学者選抜が学力検査ではなく、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して選抜されるものであることからすると、県立守山中学校への入学許可予定者数の多い、少ない等がただちに各小学校における学力水準を表すものとはいえず、小学校の順位付けにつながる資料になるとは考えられない。

以上のことからすると、公開されると小学校の順位付け等による誤った評価が行われるおそれがあるとは認められない。

イ 小学校や市町教育委員会から協力が得られなくなるおそれについて

小学校や市町教育委員会が、小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数が公開されることのみを理由としてただちに役割を放棄し、県立中学校入学者選抜に係る事務に一切協力しなくなるという事態は、受検を希望する児童や保護者等から厳しい批判にさらされることなどを考慮すれば現実的には想定し難いと考えられる。また、実際、そうした事態が現実的に起こる可能性が少ないことは、当審査会における口頭説明の際に諮問実施機関も認めている。従って、諮問実施機関が主張する「支障」は実質的にはほとんどなく、また「おそれ」の程度も抽象的な可能性を指摘したものに過ぎないと考えられる。

以上のことからすると、公開されると小学校や市町教育委員会から協力が得られなくなり、県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

ウ 小学校間の競争や児童の競争心、過度の受験競争をあおるおそれについて

県立中学校入学者選抜が学力検査ではなく、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して選抜されるものであることからすると、特別な受験対策を行う必要はないはずであり、小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数が公開されることによって各小学校が新たに受験対策を開始するなどして小学校間の競争が行われたり、児童に過度の受験競争をあおることになるとは考えられない。

また、諮問実施機関が主張する小学校間の競争を目指したものと誤解されるおそれや児童に過度の受験競争をあおることにつながるおそれは、抽象的な可能性を示したものに過ぎず、むしろ、そうしたおそれは、県立中学校入学者選抜について、前述したような中高一貫教育校に対する県民からの高い関心に応じてこれまで以上に情報公開を進め、適切な説明責任を果たしていくことで払拭することが可能と考えられる。

従って、公開されると小学校間の競争や児童の競争心、過度の受験競争をあおるおそれや、今後の県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。以上のことから、本件対象公文書に記録される小学校名は、条例第6条第6号に該当する情報ではないと判断する。

#### 出願・受検者数等総括表

市町教育委員会が行う市町立中学校への就学指定を円滑に行うために県教育委員会が作成したもの。小学校ごとに  
出願者数、欠席者数、受検者数、入学許可予定者数が記載された一覧表形式の文書。

#### 県立中学校入学者選抜の仕組み(概要)

中高一貫教育校である県立中学校については、学校教育法施行規則により、学力検査を行わないこととされている。そのため、作文、面接、個人調査報告書を資料として、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して入学候補者の選抜を行い、さらにその入学候補者の中から抽選を行うことによって入学許可予定者が決定されている。

<p>答申第29号 (諮問第34号)</p>	<p>件名 「県立中学校の入学選抜における合否判定に用いた基準がわかる資料」の非公開決定に対する不服申立て</p>
<p>1 対象公文書 平成15、16、17年度の滋賀県立守山中学校の入学選抜における合否判定に用いた基準がわかる資料</p>	
<p>2 答申の骨子</p> <p>(1) 結論 非公開とした部分のうち個人データが記録されている部分以外の部分を公開すべきである。</p> <p>(2) 判断理由 条例第6条第6号の該当性について</p> <p>(1) 配点比重に係る情報以外の部分について 個人調査報告書に関する各教科に係る数字は、単に評定の段階数を示した数字であり、配点比重を示したものではない。 したがって、個人調査報告書に関する各教科に係る数字を非公開としたことは、配点比重に係る情報であることを非公開の理由としながら、配点比重に係る情報でないものまで非公開としたこととなり、誤ったものと言わざるを得ない。</p> <p>(2) 配点比重を意識した受験対策が講じられ、受験技術に長けたものが入学候補者として選抜され、また、比重の低い検査項目が軽視されるおそれについて 諮問実施機関は、検査項目の配点比重を公開すると、配点比重を意識した受験対策が講じられ、受験技術に長けたものが入学候補者として選抜され、また、比重の低い検査項目が軽視されることが予想され、結果的に入学選抜の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。 しかしながら、本件入学選抜は学力検査や競争試験ではなく、作文、面接および個人調査報告書を資料として、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して入学候補者を選抜し、その後、抽選で入学許可予定者を決定しているものであると認められる。このような選抜方法を全体としてみれば、それに対する特別な対策といったようなものは必要ではないと考えられ、むしろ小学校における通常の教育課程を確実にかつ真摯に履修することこそが求められているものといえる。したがって、本件入学選抜は特別な受験対策や受験技術にはなじまないと考えられる。</p> <p>(3) 受験競争の低年齢化を招き、あるべき小学校教育がゆがめられるおそれについて 諮問実施機関は、配点比重が公開されると配点比重を踏まえた過度の受験対策や競争心があおられることになり、受験競争の低年齢化を招き、基礎・基本を重視するという本来のあるべき小学校教育がゆがめられるおそれがあると主張する。 しかしながら、本件入学選抜の方法は、上記のとおり、全体として、小学校における通常の教育課程を確実にかつ真摯に履修していることを前提としたものとなっており、特別な受験対策を意識した学習が必要であるとはいえず、受験競争の低年齢化を招き、あるべき小学校教育がゆがめられるおそれがあるとまでは認められない。</p> <p>(4) 配点比重について議論が生じ、混乱が生じるおそれについて 確かに、県民の間で議論が生じる可能性が全くないとはいえないが、生じた議論や意見を適切に取捨選択し、そのことについて説明責任を果たすことこそが求められているというべきであり、公開すると議論や混乱が生じるおそれがあるからといって、非公開にしようとする諮問実施機関の考えは、情報公開の総合的な推進によって県民と県との協働による県政の進展に寄与するという条例の趣旨からみても、疑問を呈さざるを得ない。 なお、滋賀県では中高一貫教育校は平成15年4月に設置されたところであり、未だ歴史も浅く、今後、この中高一貫教育をよりよい制度にしていくためにも、県民と県の間で情報が適切に共有され、さまざまな意見が反映されていくことがむしろ望ましいと考えられる。</p> <p>3 審査会の意見(要旨) 本件公開請求には、実施機関が特定した本件対象公文書以外にも、電磁的記録の存在が認められた。したがって、本件処分は対象公文書の特定が不十分なままで行われたものであると言わざるを得ず、当該電磁的記録の情報の内容について検討を行い、改めて公開の可否等を判断すべきである。</p>	

<p>答申第30号 (諮問第35号)</p>	<p>件名 「低入札価格調査審査委員会の議事録」の一部公開決定に対する不服申立て</p>
<p>1 対象公文書 低入札価格調査審査委員会の議事録</p>	
<p>2 答申の骨子</p> <p>(1) 結論 実施機関の決定は、本件対象公文書の特定に誤りがあるため、これを取り消し、さらに、本件対象公文書は存在しないものと認められることから、改めて非公開決定をすることが妥当である。</p> <p>(2) 判断理由</p> <p>(1)本件対象公文書の特定の妥当性について 実施機関は、議事録については作成しておらず、公開できるものがないことから、「湖北地域低入札価格調査審査委員会の開催日時、開催場所、案件名、審査の内容を記載した書面」と調査に係る諸様式の調査書等の一部公開できるものを公開した旨を説明している。 本件のように議事録について公開請求があった場合、議事録という名称にかかわらず、公開請求の趣旨等を含んで理解し、「議事、審議の経過、結果を記録した文書」と解するのが相当な場合もあり、このように解した場合、実施機関が特定した本件対象公文書も「低入札価格調査審査委員会の議事、審議の経過、結果を記録した文書」に該当する余地はあったといえる。 しかしながら、本件の場合、実施機関は、本件対象公文書とした文書は請求者へ説明するために特別に作成したものであるとしており、対象公文書の特定には問題があったといえる。 請求者の意思に応えようとした意図については一定理解できるが、情報公開条例に基づく公開請求権は、あるがまま（現状のまま）の形で公文書を公開することを求める権利であり、実施機関には、新たに公文書を作成または加工する義務はないと解されているものである。従って、請求後に新たに作成した文書は、請求時点で存在していなかった以上、対象公文書として特定すべきではなかった。以上のことから、本件対象公文書の特定については、誤りがあったものと認められる。</p> <p>(2)本件対象公文書の存否について 本件対象公文書は湖北地域低入札価格調査審査委員会の議事録であるが、実施機関は、湖北地域低入札価格調査審査委員会ではその運営要綱に議事録を作成する旨の規定がなく、従前より議事録を作成することとしておらず、議事録は一切存在しないと説明している。 一般的に議事録作成の要否は、事務遂行上の必要性に応じて実施機関が判断するものであって、いかなる場合においても議事録の作成が義務付けられているものではないと考えられる。実際、当審査会が運営要綱を確認したところ、湖北地域低入札価格調査審査委員会については、実施機関の説明のとおり、運営要綱に議事録の作成を義務付けるような条項が規定されていないことが認められ、そのことからすると、議事録が作成されていないとしても特段不合理とはいえない。以上のことから、議事録は作成されておらず存在しないと認められる。</p> <p>3 審査会の意見（要旨）</p> <p>(1)請求後に作成した文書を本件対象公文書として特定したことについて 実施機関は、本来、請求時点に対象公文書が存在しない場合は、不存在を理由として非公開決定をすべきものであったといえる。請求時点で存在していないにもかかわらず、請求後に作成した文書を対象公文書として特定して公開するのは公文書公開請求の対応として適当とはいえない。</p> <p>(2)公開実施の際の対応について 公開実施の日時についての事前の連絡調整は当然のことであり、それがなされていなかったということについては、不適切であったと指摘せざるを得ない。 また、公開の実施は請求者本人に対して行うのが原則であり、本人以外の者に渡す場合には、公開請求についての代理人としての資格の有無や本人の意思を確認する必要があるにもかかわらず、その確認を行わないまま、しかも、封筒にも入れずに文書等を渡してしまったとのことである。 誰がどのような公開請求を行ったかという情報は、保護されるべき請求者の個人情報であり、その取扱いには相当な配慮が求められる。こうした対応がとられたことについては、個人情報の取扱いが不適切であったと指摘せざるを得ない。</p>	



<p>答申第 3 1 号 ( 諮問第 3 6 号 )</p>	<p>件 名 「滋賀県発注の道路台帳整備委託に係る積算基準書および標準歩掛」の一部公開決定に対する不服申立て</p>
------------------------------------	--

1 対象公文書  
滋賀県発注の道路台帳整備委託に係る積算基準書および標準歩掛

2 答申の骨子

( 1 ) 結論  
本件対象公文書につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とした部分のうち、「単価、金額」が記録されている部分以外の部分について、公開すべきである。

( 2 ) 判断理由  
条例第 6 条第 6 号の該当性について  
条例第 6 条第 6 号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は公開しないことを定めたものである。  
この「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解されている。  
ア 建設工事では予定価格を事前公表しているが、支障が認められなかったことは実施機関も述べている。  
そこで、なぜ道路台帳整備委託では予定価格が推測されると支障を及ぼすおそれがあるのかについて、実施機関に対し説明を求めたところ、その説明は、具体性を欠くものであり、単なる抽象的な可能性を示したに過ぎないものであった。  
また、道路台帳整備委託は建設工事に比べ積算構成が単純であり、積算基準書および標準歩掛を公開すると、最低制限価格の推測が容易であるかもしれないが、その程度は相対的なものに過ぎず、また、その推測にはおのずから一定の限界があると言わざるを得ない。  
したがって、条例第 6 条第 6 号の解釈にあたり求められている「支障」の程度や「おそれ」の程度からみて、認められない。  
イ 公開を受けた者のみが予定価格を推測しやすくなり、公平、公正な競争を阻害する旨の主張を実施機関は行っているが、公文書の公開を請求する権利は何人に対しても等しく認められていることからするとこのような主張は認められない。  
ウ 情報を公表する制度と公文書の公開請求の制度とは別のものである。公表の試行結果を見極め、支障がないことを検証した上でなければ、公文書の公開請求に対して公開できないとでもいうような実施機関の主張は公文書の公開請求に対する非公開理由を説明するものとしては適切ではない。

<p>答申第 3 2 号 ( 諮問第 3 7 号 )</p>	<p>件 名 「 県立中学校の教科書採択にかかる平成 17 年 8 月開催の教育委員会会議録で各発言の発言者氏名の分かるもの 」 の一部公開決定に対する不服申立て</p>
<p>1 対象公文書 県立中学校の教科書採択にかかる平成 17 年 8 月開催の教育委員会会議録で各発言の発言者氏名の分かるもの</p>	
<p>2 答申の骨子</p> <p>( 1 ) 結論 実施機関が本件対象公文書を非公開とした決定は、妥当である。</p> <p>( 2 ) 判断理由 諮問実施機関は、会議録について、教育委員会会議規則の規定に基づき、担当者は会議録案を作成し、次の定例教育委員会において承認を受けていること、および教育委員 会は合議制の執行機関であることから、会議全般にわたる審議経過の概要および審議の結果を記載することが重要であり、会議の公開、非公開にかかわらず、従来から発言者の氏名を表記していない旨の主張を行っている。</p> <p>これらの会議録は、教科書採択事務が終了したことにより、非公開事由が消滅したとして、一般の閲覧および複写が可能となっているものである。</p> <p>会議録については、教育委員会会議規則第 13 条第 1 項で「委員長は、委員会の事務局職員に、会議録を作成させるものとする。」と規定され、また、同条第 2 項で「会議録は、次の定例会において承認を受けなければならない。」と規定されているのみで、形式や内容について特段の規定がないところ、これらの会議録は、会議の内容がある程度分かるように記載されていることが認められ、社会通念上、会議録としての一定の形式と内容を備えているといえる。また、これらの会議録は次の定例会において承認を受けているなど、定められた手続きも踏まれている。</p> <p>このようなことから、会議録は、正規に作成されたものということができ、発言者氏名が記載されている会議録が別に存在すると推認できるような確たる証拠も認められない。</p> <p>したがって、本件対象公文書が存在しないとの主張が格別に不自然、不合理であるとはいえず、諮問実施機関の主張を認めざるを得ない。</p> <p>3 審査会の意見(要旨)</p> <p>(1)教育委員会の会議録における発言者氏名の記載について 諮問実施機関は、発言者氏名が公開されると、委員が自己に対する批判、干渉、誹謗等がなされることを懸念して、教育委員会での発言が萎縮することが考えられ、教育委員会に係る事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の主張をしている。しかしながら、当審査会が、発言者氏名が記載された会議録の公表を実施している、または、教科書採択に係る教育委員会を公開で開催している都府県に対し調査したところ、そのことによって、支障が生じた事例は確認できなかった。</p> <p>さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の規定により、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務を広範囲に管理し、および執行することとされており、教育委員会の担っている役割は多大なものがあること、教育委員会は合議制の執行機関ではあるものの、個々の教育委員に対する解職請求の制度もあること、今日の県民の教育行政に対する関心の高さからみて、県民が個々の教育委員の発言内容に関心を抱くのには相当の理由があることなどから、教育委員会は、県民に対する適切な説明責任を果たす必要があり、当審査会としても、発言者氏名の記載を含め、審議の過程がより明瞭になる会議録を作成することが望ましいと考える。</p> <p>(2)情報公開審査会への諮問が遅延したことについて 本事案は審査請求から当審査会への諮問までの間に約 5 箇月が経過している。本件諮問の内容にかんがみると、これほどの長期間を要する合理的な理由は認めがたく、また、諮問実施機関も、諮問が遅延したことについて、特段の理由がなかったことを認めている。</p> <p>条例第 19 条には、「速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなければならない。」と規定されているが、本件諮問は、この規定に反しており、また、審査請求人の権利利益の救済の上からも、不適切な事務処理であったといわざるを得ない。迅速かつ適切な事務処理が望まれる。</p>	

<p>答申第33号 (諮問第38号)</p>	<p>件名 「平成14年度、17年度の県立中学校教科書採択に関する教育委員会の録音テープ(ICレコーダ-の録音記録)」の非公開決定に対する不服申立て</p>
----------------------------	--

1 対象公文書  
平成14年度、17年度の県立中学校教科書採択に関する教育委員会の録音テープ(ICレコーダ-の録音記録)

2 答申の骨子

(1) 結論  
実施機関が教育委員会の録音テープ(ICレコーダ-の録音記録)を非公開とした決定は妥当である。

(2) 判断理由

(1)録音記録の公文書該当性について

ア 「実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録」に該当するか否かについて  
教育委員会会議規則で教育委員会事務局の職員が教育委員会の会議録を作成することが規定され、本件公開請求に係る録音記録が当該担当職員の会議録案作成のために録音されたものであることからすれば、録音記録は教育委員会事務局の職員の職務遂行によって作成されたものと言え、条例第2条第2項でいう「実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録」に該当する。

イ 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するか否かについて  
条例第2条第2項でいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成または取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味するもので、このうち作成した文書については、組織的な内部検討に付された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保有されているものをいうと解されている。なお、ここでいう「当該組織において利用可能な状態で保有されているもの」とは、具体的には実施機関が定める文書管理規程等の規定に基づき保管または保存しているものを指すとされている。また、作成した文書が電磁的記録である場合は、職員が起案文書や資料等の文書を作成するために補助的に作成した電磁的記録で、当該職員の判断により、随時、変更、消去または廃棄等が可能なものは組織においての共用の実態があるとはいえず、公文書には該当しないと解されている。

諮問実施機関は、本件公開請求に係る録音記録は、教育委員会の会議録案を作成するための備忘録として担当者個人が所有するICレコーダ-で録音したものであることや、会議録案が紙文書の形式で作成された時点で利用目的を達したものであることなどから、担当者によって一時的に利用、保存されていたという実態があり、録音記録は実施機関において組織的に共用されていたものではなかったとする旨の説明をしている。

そこで、この諮問実施機関の説明が合理的であるかどうかを検討する。

まず、会議における録音記録の組織共用性は一般的に否定されるというものではない。むしろ本件の場合、課長等は、審議時間や会議録の形式等からすると録音しなければ会議録の作成が極めて困難であったことを容易に推測できたはずで、録音されていることやその内容について認知し、必要があればいつでも録音記録を聴取し得る状態にあった可能性があり、そうしたことからすると諮問実施機関の説明にかかわらず本件公開請求に係る録音記録そのものが組織的に共用されていたとみなせる可能性もある。

しかし、反面、教育委員会の会議録は、その形式や内容、録音については教育委員会会議規則でも特段の規定がなく必ずしも一言一句記載した会議録が要求されておらず、会議によってはメモ等により作成することが可能なものもあり、録音してこれを保存しなければならないとはされていないことなどからすると、諮問実施機関が説明するような実態があり得ないとは言えない。実際、実施機関は、滋賀県教育委員会事務処理規程に基づく保管または保存をしておらず、また、録音記録が組織的に共用されていたと判断するに足るその他の具体的な事実や根拠もない。

こうしたことを勘案すると、録音記録は、職員個人の判断で随時消去等が可能な職員個人段階のものであって、組織としての共用文書の実質を備えた状態にはなく、実施機関において業務上必要

なものとして利用、保存されていたものではなかったと判断せざるを得ない。

以上のことから本件公開請求に係る録音記録は、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは認められず、公文書に該当しない。

#### (2)録音記録の存否に係る諮問実施機関の説明の合理性について

諮問実施機関は、録音記録をダウンロードできたにもかかわらず、録音記録はＩＣレコーダーから直接聴取し、パーソナルコンピュータにダウンロードして聴取するという使い方をしておらず、また、通常、誤操作等によって録音記録が消失することを恐れて記憶媒体等にも保存するのが自然と考えるが、そのようにはしておらず、他にどこにも存在していないと説明している。

また、会議録が承認され、録音記録が用を達した後に消去するならともかく、諮問実施機関は「会議録案」が作成された段階で消去したと説明している。

さらに平成17年度の録音記録について、諮問実施機関は、9月13日開催の臨時教育委員会までに会議録案を作成しており、次に録音するのに必要な容量を確保するため、その時点で不要になった録音記録を消去した旨を説明している。しかし、審議時間から勘案すると、9月13日の臨時教育委員会は午後3時開始の所要時間50分の会議であり、録音するために容量を確保するとしても、約18時間程度録音できるＩＣレコーダーであればいくつかの会議の録音記録は残すことは可能で、ＩＣレコーダー内の全ての録音記録を消去する必要は必ずしもなかったと考えられる。

このように、録音記録の消去等についての諮問実施機関の説明には一部不自然、不合理な点があることは否めないと当審査会も考える。しかし、録音記録は職員個人段階のものであり、その用を達した後に既に担当者によって消去され、その消去後は他にどこにも存在していないとする諮問実施機関の主張を覆すような具体的な事実や根拠はなく、また、仮に存在するとしても前述したとおり本件公開請求に係る録音記録は公文書に該当しないとした以上、その存否は、非公開とした決定が妥当であるとする当審査会の判断を左右するものではない。

### 3 審査会の意見

#### (1)担当者個人のＩＣレコーダーで録音したことについて

担当者個人の所有するＩＣレコーダーで録音された場合、情報の持ち出しやそれに伴い漏洩等が発生する可能性もある。非公開とすべき情報であることの認識と情報管理に対する認識に乖離が見られ、諮問実施機関の説明には矛盾を感じざるを得ない。

情報管理の面から見て、録音記録については実施機関の共用備品の録音機器で管理するなど今後の運用については改めるよう検討されたい。

#### (2)会議録が承認される以前に録音記録を消去したことについて

会議録が承認され、録音記録が用を達した後ならともかく、「会議録案」が作成されただけの段階で消去したとする諮問実施機関の説明には疑問を抱かざるを得ない。特に本件公開請求があったのは会議録が承認される前でもあり、審査請求人が録音記録の消去について疑念を抱くのも無理からぬものと考えられる。今後の運用について検討されたい。

表9 情報公開審査会の開催状況

回	開催年月日	審 議 事 項	審 議 の 内 容
第135回	H18.5.15	・ 諮問第33号（県立中学校出願者数等総括表関係）について	審議
		・ 諮問第34号（県立中学校入試合否判定資料関係）について	審議
第136回	H18.6.5	・ 諮問第33号（県立中学校出願者数等総括表関係）について	審議
		・ 諮問第34号（県立中学校入試合否判定資料関係）について	審議
第137回	H18.6.26	・ 諮問第33号（県立中学校出願者数等総括表関係）について	審議
		・ 諮問第34号（県立中学校入試合否判定資料関係）について	審議
第138回	H18.7.24	・ 諮問第34号（県立中学校入試合否判定資料関係）について	審議
		・ 諮問第35号（低入札価格調査審査委員会関係）について	審議
		・ 諮問第36号（道路台帳測量整備委託積算基準書関係）について	審議
第139回	H18.8.25	・ 諮問第35号（低入札価格調査審査委員会関係）について	・ 異議申立人より意見聴取 ・ 諮問実施機関より説明聴取
		・ 諮問第36号（道路台帳測量整備委託積算基準書関係）について	・ 異議申立人より意見聴取 ・ 諮問実施機関より説明聴取
第140回	H18.9.21	・ 諮問第35号（低入札価格調査審査委員会関係）について	審議
		・ 諮問第36号（道路台帳測量整備委託積算基準書関係）について	審議
第141回	H18.10.31	・ 諮問第35号（低入札価格調査審査委員会関係）について	審議
		・ 諮問第36号（道路台帳測量整備委託積算基準書関係）について	審議
第142回	H18.11.29	・ 諮問第36号（道路台帳測量整備委託積算基準書関係）について	審議
		・ 諮問第37号（発言者氏名のわかる教育委員会会議録関係）について	審議
		・ 諮問第38号（教育委員会の録音記録関係）について	審議
第143回	H18.12.26	・ 諮問第37号（発言者氏名のわかる教育委員会会議録関係）について	・ 審査請求人より意見聴取 ・ 諮問実施機関より説明聴取
		・ 諮問第38号（教育委員会の録音記録関係）について	・ 審査請求人より意見聴取 ・ 諮問実施機関より説明聴取
第144回	H19.1.29	・ 諮問第37号（発言者氏名のわかる教育委員会会議録関係）について	審議
		・ 諮問第38号（教育委員会の録音記録関係）について	審議
第145回	H19.2.28	・ 諮問第37号（発言者氏名のわかる教育委員会会議録関係）について	審議
		・ 諮問第38号（教育委員会の録音記録関係）について	審議
第146回	H19.3.26	・ 諮問第37号（発言者氏名のわかる教育委員会会議録関係）について	審議
		・ 諮問第38号（教育委員会の録音記録関係）について	審議

〔参考〕 滋賀県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
市川正人	立命館大学法科大学院教授	会長代理
佐伯彰洋	同志社大学法学部教授	
高木新一郎	公募委員	
西居咲子	滋賀県商工会議所女性連合会顧問	
松浦さと子	龍谷大学経済学部助教授	
野洲和博	弁護士	会長
若杉貞子	京都女子大学教員	

（平成20年3月まで）

## 2 情報提供制度

### (1) 情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と各振興局等の行政情報コーナーでは、公文書公開の相談、受付を行うとともに、刊行物、行政関係資料、統計資料等を開架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度やしがベンチマーク、附属機関等の会議の公開に係る会議録などの資料を公表しています。警察本部でも警察県民センターを設け、警察関係の資料等を開架し、閲覧、複写等を行っています。

平成 18 年度における県民情報室および行政情報コーナー、警察県民センターの利用状況や情報提供の状況は、表 10 のとおりです。

また、県民情報室における平成 18 年度の情報提供の状況をより詳しく示しているのが表 11 で、資料の分類別の閲覧および情報提供に伴う写しの交付の状況を表しています。

表10 平成18年度の情報提供の状況

区 分	県民情報室	行政情報コーナー	警察県民センター	合計	
利用者数 (人)	4,390	6,726	41	11,157	
内 訳	来室	4,177	6,504	27	10,708
	文書		110	4	114
	電話	213	112	10	335
情報提供件数 (件)	4,390	6,934	41	11,365	
内 訳	案内相談	810	3,147	25	3,982
	閲覧	2,905	1,592	5	4,502
	資料提供	495	2,193	11	2,699
	貸出	180	2	0	182
写しの交付 (枚)	9,080	14,270	6	23,356	
内 訳	単色コピー	9,065	14,229	6	23,300
	その他	15	41		56

また、公開請求によらない情報提供を推進することなどを目的として「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を平成18年度末に制定し、平成19年4月より施行しています。同要綱は、県政に係る各種情報のホームページへの掲載を促しており、「滋賀県ホームページ」内の「情報提供」 - 「県政における重要・基本情報の提供」(<http://www.pref.shiga.jp/kouhyo/index.html>) に各種情報が掲載されています。

表11 県民情報室における閲覧および写しの交付の状況(平成18年度)

上段：件数・枚数 下段：構成比

分類別	閲覧	写しの交付	主な資料名
行政一般	1,015 (38.7%)	2,542 (28.2%)	滋賀県統計書、国勢調査報告書、推計人口、人口と世帯数、県公報、官報、当初予算案・重要施策の概要、重要施策大綱、県政政策コメント、県議会議案書・会議録、県例規集、行政情報提供資料、市町村広報・統計書、新湖国ストーリー2010、施策評価表、県政世論調査、付属機関等会議録、出資法人情報公開資料
生活・環境	137 (5.2%)	555 (6.2%)	環境影響評価書、県環境白書、滋賀県環境総合計画、滋賀県の廃棄物、一般廃棄物処理広域化計画、琵琶湖と自然、県民経済計算年報、家計調査年報、消費者物価指数、社会生活基本調査、消費者購買動向調査、琵琶湖水質調査報告書、琵琶湖研究所所報、マザーレイク21計画、滋賀県で大切にすべき野生生物、水質汚濁防止法等に基づく特定事業場一覧
文化・レジャー	70 (2.7%)	17 (0.2%)	滋賀県史、市町村史、文化財目録、遺跡地図、りっぷる淡海、観光入込客統計調査、旅券発行状況、琵琶湖博物館研究調査報告
福祉	24 (0.9%)	86 (1.0%)	社会福祉施設要覧、淡海ゴールドプラン、健康福祉総合ビジョン、障害福祉の手引き、健康福祉統計年報、淡海エンゼルプラン
保健・医療	55 (2.1%)	178 (2.0%)	衛生統計年報、地域保健医療計画、医療施設病院調査、患者調査、滋賀の水道、生活衛生の概要
商業・工業	207 (7.9%)	65 (0.7%)	工業統計調査、商業統計調査、事業所・企業統計調査報告、滋賀の商工業、工場適地調査、滋賀県経済指標、工場用地の案内
労働・賃金	26 (1.0%)	0 (0.0%)	毎月勤労統計調査、就業構造基本調査、賃金構造基本調査、労働白書、職業統計年報、労働関係各種賃与金制度、滋賀の労働経済事情
交通・運輸	28 (1.1%)	353 (3.9%)	交通情勢調査表、滋賀の交通
農林・水産	96 (3.7%)	60 (0.7%)	農林水産統計年報、農業センサス、漁業センサス、滋賀の農林水産業、滋賀の水産、滋賀の漁港、林業統計要覧、滋賀県の集落営農
土木	569 (21.7%)	3,292 (36.5%)	滋賀県の都市計画、都市計画図、滋賀の下水道事業、土木要覧、河川港湾漁業調査、滋賀県の公園緑地、経営事項審査結果通知書、設計便覧、実施設計積算単価表、土木工事標準積算基準書、建設工事発注見通し、建設工事等入札参加資格者名簿、指名停止について、工事必携
住宅・建築	119 (4.5%)	12 (0.1%)	住宅行政の概要、土地利用基本計画、土地利用の現状と対策、地価公示価格、住宅統計調査、新設住宅着工状況、地価マップ、宅地建物取引業者一覧表
防災・防犯	17 (0.6%)	0 (0.0%)	地域防災計画、消防年報、滋賀県災害誌、水防計画、滋賀の砂防、気象年報、地震観測記録報告書、滋賀の犯罪、少年非行のあらまし、少年通報
教育	138 (5.3%)	1,025 (11.4%)	学校基本調査、滋賀県の教育統計、教育の歩み、学校便覧、滋賀の青少年、生徒指導実践の手引き、環境教育実践事例集、視聴覚教育教材データ、教員採用試験問題、中高入試関係資料
その他	120 (4.6%)	836 (9.3%)	各省庁白書、他府県統計書、他府県史、国際統計、各種年鑑、新聞
合計	2,621 (100%)	9,021 (100%)	-

閲覧は、閲覧票に記入されたもののみを集計しているため、情報提供集計表における閲覧数とは一致しない。

## (2) 県刊行物の有償頒布制度

本県では、県の保有する情報を広く県民等の皆さんに利用していただくために、平成12年度から「県刊行物の有償頒布制度」を実施しています。

平成18年度は、42種類の刊行物等を新たに有償刊行物に指定し、合計1,109部を頒布しました(平成17年度以前指定分も含む)。頒布実績額は83万120円となっています。

表12 有償刊行物頒布実績

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	累計
頒布部数	1,490	1,399	1,059	897	908	1,551	1,109	8,413
頒布金額	¥2,272,450	¥997,910	¥821,390	¥707,040	¥603,170	¥1,181,370	¥830,120	¥7,413,450

表13 平成18年度の有償刊行物頒布状況

刊行物名	作成課	価格	頒布部数	頒布金額
開発許可制度の取扱い基準(平成18年4月改正)	住宅課	¥1,000	234	¥234,000
都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準(平成17年4月改正)	住宅課	¥1,000	141	¥141,000
平成18年度(2006年度) 滋賀県重要施策大綱	企画調整課	¥410	74	¥30,340
2005 統計でみる滋賀 - 社会・人口統計体系	統計課	¥150	69	¥10,350
中期戦略プログラム(改訂版)	企画調整課	¥130	49	¥6,370
滋賀県都市計画総括図(10万分の1)	都市計画課	¥1,610	44	¥70,840
平成17年(2005年)版 環境白書	環境政策課	¥1,490	34	¥50,660
東近江地域振興局建設管理部管内図(道路編)	東近江地域振興局 建設管理部	¥200	25	¥5,000
平成18年度 滋賀県の下水道事業	下水道課	¥300	24	¥7,200
平成17年度 滋賀県の下水道事業	下水道課	¥420	23	¥9,660
平成17年(2005年)版 環境白書 資料編	環境政策課	¥840	23	¥19,320
平成18年度 学校便覧	教育委員会事務局 教育総務課	¥130	19	¥2,470
滋賀県の廃棄物 平成17年度	循環社会推進課	¥160	19	¥3,040
滋賀県の廃棄物 平成18年度	循環社会推進課	¥140	18	¥2,520
滋賀県管内図(10万分の1)	河港課	¥1,750	17	¥29,750
滋賀県の都市計画2005	都市計画課	¥1,180	17	¥20,060
平成18年度 しがの農林水産業	農政課	¥80	16	¥1,280
滋賀県土木交通要覧 平成18年度	監理課	¥1,310	14	¥18,340
管内図(道路)	湖東地域振興局 建設管理部	¥110	14	¥1,540
滋賀の水産(平成18年度)	水産課	¥600	13	¥7,800
その他			222	¥158,580
合計			1,109	¥830,120

有償刊行物の購入等に関する案内は、滋賀県ホームページ内の「県刊行物の有償頒布」(<http://www.pref.shiga.jp/b/kemmin-j/010322c/kankou.html>)に掲載していますのでご覧ください。



### 3 出資法人の情報公開

#### (1) 出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲

本県の出資法人の情報公開制度は、情報公開条例第34条の規定に基づいて、平成13年10月からスタートし、それぞれ対象となる出資法人において、経営状況等に関する資料の公表（以下「経営状況資料の公表」という。）および出資法人がその保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる出資法人の範囲は、表14のとおりであり、経営状況資料の公表および文書公開制度の実施の対象となる法人が27法人（14-1参照）、経営状況資料の公表の実施の対象となる法人が8法人（14-2参照）であり、全体で35の出資法人が対象となっています（平成18年4月1日現在）。

表14 出資法人の情報公開制度の対象法人（平成18年 4月 1日現在）

出資法人の名称	所管課		
(財)滋賀県大学等学術文化振興財団	政策調整部	企画調整課	
滋賀県土地開発公社		企画調整課	
(財)滋賀県文化振興事業団	県民文化生活部	県民活動課	
(財)淡海文化振興財団		県民文化課	
(財)びわ湖ホール		県民文化課	
(財)国際湖沼環境委員会		環境政策課	
(財)滋賀県環境事業公社	琵琶湖環境部	循環社会推進課	
(財)滋賀県下水道公社		下水道課	
(社)滋賀県造林公社		森林政策課	
(財)びわ湖造林公社		森林政策課	
(財)滋賀県緑化推進会		森林政策課	
(社福)滋賀県社会福祉事業団		健康福祉部	健康福祉政策課
(財)滋賀県動物保護管理協会	商工観光労働部	生活衛生課	
(財)滋賀県産業支援プラザ		商工政策課	
(社)びわこビジターズビューロー		商業観光振興課	
(財)滋賀県陶芸の森		新産業振興課	
(財)滋賀県国際協会		国際課	
(財)滋賀県障害者雇用支援センター		労政能力開発課	
(財)滋賀県農地協会		農政水産部	農業経営課
(財)滋賀食肉公社			畜産課
(財)滋賀県水産振興協会	水産課		
(財)滋賀県建設技術センター	土木交通部	監理課	
滋賀県道路公社		道路課	
(財)滋賀県公園・緑地センター		都市計画課	
滋賀県住宅供給公社		住宅課	
(財)滋賀県体育協会	教育委員会	スポーツ健康課	
(財)滋賀県暴力団追放推進センター	警察本部	組織犯罪対策課	

14-1

[ 27法人 ]

出資法人の名称	所管課	
(財)びわ湖空港周辺整備基金	政策調整部	地域振興課
(財)滋賀県消防協会	県民文化生活部	防災危機管理局
(財)びわ湖レイクフロントセンター	琵琶湖環境部	環境政策課
(財)系賀一雄記念財団	健康福祉部	障害者自立支援課
滋賀県信用保証協会	商工観光労働部	商工政策課
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	農政水産部	農業経営課
(株)滋賀食肉市場		畜産課
(財)滋賀県文化財保護協会	農政水産部	文化財保護課

## (2) 出資法人の情報公開制度の実施状況

平成 18 年度は、上記(1)の出資法人のうち、規程等を定めて当該出資法人が保有する文書について県の公文書公開制度に準じた公開制度（文書公開制度）を実施している出資法人が 29 法人ありました。平成 18 年度における文書公開制度の実施状況は表 15 のとおりです。

表15 平成18年度（H18. 4. 1～H19. 3.31） 出資法人情報公開実施状況

	所管課	情報公開 規程 制定期日	実施状況							異議 申出
			公開 申出	処理状況					合計	
				公開	部分 公開	非公開	不存在	取下げ		
(財)滋賀県大学等学術文化振興財団	企画調整課	H13.10.1	0						0	
滋賀県土地開発公社	企画調整課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県文化振興事業団	県民活動課	H13.10.1	0						0	
(財)淡海文化振興財団	県民文化課	H13.10.1	0						0	
(財)びわ湖ホール	県民文化課	H13.10.1	0						0	
(財)国際湖沼環境委員会	環境政策課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県環境事業公社	循環社会推進課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県下水道公社	下水道課	H13.10.1	1		1				1	
(社)滋賀県造林公社	森林政策課	H13.10.1	0						0	
(財)びわ湖造林公社	森林政策課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県緑化推進会	森林政策課	H13.10.1	0						0	
(社福)滋賀県社会福祉事業団	健康福祉政策課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県動物保護管理協会	生活衛生課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県産業支援プラザ	商工政策課	H13.10.1	0						0	
(社)びわこビジターズビューロー	商業観光振興課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県陶芸の森	新産業振興課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県国際協会	国際課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県障害者雇用支援センター	労政能力開発課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県農地協会	農業経営課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀食肉公社	畜産課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県水産振興協会	水産課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県建設技術センター	監理課	H13.10.1	0						0	
滋賀県道路公社	道路課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県公園・緑地センター	都市計画課	H13.10.1	0						0	
滋賀県住宅供給公社	住宅課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県体育協会	教育委員会事務局 スポーツ健康課	H13.10.1	0						0	
(財)滋賀県暴力団追放推進センター	警察本部 組織犯罪対策課	H14. 4. 1	0						0	
(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金	農業経営課	H13.11.29	0						0	
(財)滋賀県文化財保護協会	教育委員会事務局 文化財保護課	H13.10.1	0						0	
合 計			1	0	1	0	0	0	1	0

### (3) 異議の申出、情報公開審査会の審査および出資法人の処理の状況

平成 18 年度は、出資法人の決定に対する異議の申出はありませんでした。  
 以下は、過去の処理状況です。

表16 異議の申出に係る情報公開審査会への意見照会の内容および処理状況

照会 番号	意見照会の内容	出資法人	異議の申出	審査会審議状況	回答
		決定内容	照会	審査会開催状況	
1	「 ( 団地 ) の住宅分譲 に関する文書」	滋賀県住宅 供給公社	異議の申出 H14. 3.20 ( 補正 H14. 4.5 )	第 1 号意見 一部取消 H15.7.15	一部認容 H15.8.19
		一部公開 H14. 2.19	知事への 意見照会 H14. 6. 4 知事からの 意見照会 H14. 6.19	開催回数 7 回 処理日数392日	
2	「 料金徴収業務指名競争入 札参加資格申請書 他」	滋賀県道路 公社	異議の申出 H15.7.29	第 2 号意見 一部取消 H16.10.4	一部認容 H16.10.29
		一部公開 H15.7.4	知事への 意見照会 H15.9.9 知事からの 意見照会 H15.9.26	開催回数 7 回 処理日数369日	

資

料

**資料 1** 平成 1 8 年度 公文書公開請求内容および処理状況

(別ファイル)

## 資料2 滋賀県情報公開審査会の答申（平成18年度）

答申第28号

（諮問第33号）

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が、「1 平成15年度滋賀県立中学校入学者選抜における滋賀県立守山中学校の「出願・受検者数等総括表」、2 平成16年度滋賀県立中学校入学者選抜における滋賀県立守山中学校の「出願・受検者数等総括表」、3 平成17年度滋賀県立中学校入学者選抜における滋賀県立守山中学校の「出願・受検者数等総括表」（以下「本件対象公文書」という。）について、その一部を非公開とした部分のうち、小学校名については公開すべきである。

#### 第2 審査請求に至る経過

##### 1 公文書の公開の請求

平成17年2月1日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定した。

同年2月14日、実施機関は、本件対象公文書中の「小学校名」（「市町村立」の記載を除く（ただし、一つの市町村に一つの小学校しかない場合を除く））および「出願者数」、「欠席者数」については、データを組み合わせることにより、個人を特定できる情報となるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあるため条例第6条第1号に該当し、また、受検者数および入学許可予定者数を小学校名とともに公開することにより、小学校ごとに学校を比較し、学校を評価するなど誤った判断を生じさせるおそれがあり、検査に係る正確な事実の把握を困難にするとともに、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例第6条第6号にも該当することから非公開とし、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

同年2月17日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、本件処分を不服として滋賀県教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して審査請求を行った。

#### 第3 審査請求の内容

##### 1 審査請求の趣旨

非公開とされた部分のうち小学校名の公開を求めるといものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書および諮問実施機関の理由説明書に対する意見書、意見陳述におい

て述べている審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 「個人を特定できる情報となるおそれ」という点は蓋然性が極めて低く、理由にならない。
- (2) 個人名の開示を要求してはいない。小学校ごとの受検者と入学許可予定者の数を開示してほしいと請求したまでである。数字を開示することと個人を特定すること、またそこから個人に不利益なことをすることには、一定程度の距離がある。
- (3) 高校と違って中学校は義務教育のため、当該生徒がいずれかの中学に入学することによって「入学許可予定者となったか否か」はほとんど推測可能であり、特に守られるべき情報であるか疑問が残る。
- (4) 受検に子どもは友達と一緒にいくし、親も一緒にいくことになるので、現実には同一の小学校内では、誰が受検し誰が合格したのかは、子どもや保護者のネットワークで知れ渡っている。今さら個人が特定されるとか、特定できないというのはナンセンス。また、小学校名が開示されたからといってそれをもとにわざわざ受検者個人を特定しようとする者がいると考える理由、またそれによってどのような利益が期待できるのかわからない。
- (5) 小学校の卒業生の進学先ごとの数は、これまで小学校に個別に問い合わせれば公表されていたものであり、条例第6条第1号ただし書アに該当する。本情報は、中高一貫校設置の影響や今後の教育施策を考えるうえで、教育社会学的にみて貴重な資料であり、条例第6条第1号ただし書イに該当する。
- (6) 入学許可予定者数は、一定の考査によって選ばれた受検者から、さらに抽選を行った数であり、小学校の順位付けに適切な資料ではない。
- (7) 選抜に当たっての不透明さによって保護者の不安は高まっている。県立守山中学校入学者選抜について様々な言説が流布している。小学校名が非公開だと言説の真偽は確かめようがない。根拠がない噂を否定する公益性は存在すると考える。
- (8) 県教育委員会は、新しい教育制度を作った以上、徹底的な情報公開によって、保護者の間に教育行政への不信感が広がるのを防ぐべきである。選抜にあたっての小学校名の公表は、小学校にとってのメリットもある。小学校へ適切な刺激を与えることになり、教師の、子供一人ひとりの個性に沿った対応をしようという意識がこれまで以上に高まるものと期待される。非公開とした県教育委員会の見解には、正確な情報を与えても保護者は「誤った評価」をするに違いないという保護者(市民)蔑視観があるように思われる。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

- (1) 受検者数および入学許可予定者数は、小学校ごとにみると、受検者は1人から数人、入学許可予定者は1人や0という場合が多く、受検者の友人や同じ学校からの受検者、それらの保護者や親戚等の関係者が、その受検者の受検を知っていれば、小学校ごとの入学許可予定者数を知ることによってその受検者が「入学許可予定者になったか否か」を特定することができる。また、受検をしなかった者について、推定していたものが事実と特定できる情報になる。これらの情報は個人を特定することができる情報であり、他人に知られたくないケースもあり、保護すべき情報と考えられる。よって、条例第6条第1号に該当する。
- (2) 審査請求人は、推測可能であるので公開しても問題ないと主張されるが、それはあくまでも推測であり、公開することにより推定が特定になる。



(3) 小学校の卒業生の進学先ごとの数は、慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報ではないので、条例第6条第1号ただし書アに該当しない。条例第6条第1号ただし書イに該当するということには単に学問に資するということだけでは十分ではないと解する。また、市町名を公開しているので、学校名を公開せずとも教育社会学の資料としては十分と考える。噂の真偽については既に公開した文書で検証していただくことができる。

(4) 小学校ごとの受検者数、入学許可予定者数を公開すれば、入学許可予定者数そのものの多い、少ないによる順位付けが行われることや受検者の多い市においては、受検者数に対する入学許可予定者数の割合による順位付けが行われ、これらの順位による誤った評価が学校に対してなされるおそれがある。

小学校が児童、保護者や県民から誤った評価を受けることになり、このような情報を公開した入学者選抜に対して、信頼を失うおそれがある。小学校や市町教育委員会からの信頼を失い、協力が得られなくなれば、小学校、市町教育委員会との協力体制のもとで実施してきた県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

中高一貫教育校の県立中学校入学者選抜においては、学力検査を行っていない。これは学校教育法施行規則で定められているものであるが、受験競争の低年齢化を招かないためである。小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数を公開すれば、小学校間の競争や児童の競争心をあおるおそれがある。また、県立中学校入学者選抜において、競争試験を行ったような印象を与えてしまい、過度の受験競争を招くおそれがある。さらに、これまで県教育委員会として、児童、保護者や教育関係者に学力検査ではないとしてきた県立中学校の入学者選抜に対して、小学校間の競争を目指したものではないかと誤解されるおそれがあり、今後の県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから条例第6条第6号に該当する。

(5) 小学校ごとの受検者数および入学許可予定者数を公開することにより、個人が特定されるケースが生じ、個人のプライバシーを侵害するおそれがあること、および県立中学校入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることにより、あえて当該文書を公開するだけの公益上の必要性があるとは認められないため、条例第8条に該当しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開し

なければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

なお、本件は、中高一貫教育校である滋賀県立中学校の入学選抜に係る情報の公開が求められた事案である。滋賀県の中高一貫教育校は、6年間の学習や活動を通して、たしかな学力や生きる力、個性や創造性を伸ばすこと、生徒の人間性や社会性を育成することなどを目標として、平成15年4月より導入された制度である。本制度は、未だ歴史が浅く、また、ほとんどの児童・生徒が従来の中学校・高等学校に進学する中、従来なかった新たな選択肢として示されたものであることから、中学校への進学を控えた児童や保護者をはじめ、県民から高い関心を集めているものと考えられる。

当審査会は、以上を踏まえたうえで以下のとおり判断する。

## (2) 本件対象公文書について

諮問実施機関の説明によると、中高一貫教育校である県立中学校については、学校教育法施行規則第65条の14において準用する第65条の7第2項により、学力検査を行わないこととされているので、作文、面接、個人調査報告書を資料として、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して入学候補者の選抜を行い、さらにその入学候補者の中から抽選を行うことによって入学許可予定者を決定しているとのことである。

本件対象公文書は、滋賀県立中学校入学選抜における滋賀県立守山中学校の実施結果について、小学校ごとに出願者数、欠席者数、受検者数、入学許可予定者数が記載された一覧表形式の文書である。

諮問実施機関の説明によると、本件対象公文書は、県教育委員会が各市町教育委員会に入学許可予定者数を通知することにより、市町教育委員会が行う市町立中学校への就学指定を円滑に行うために作成されたものであるとのことである。

本件対象公文書は、次の内容の各欄で構成されている。

- ・「番号」(各学校毎に割り振られた整理番号)……公開
- ・「小学校名」……非公開(「市町村立」の記載を除く(ただし、一つの市町村に一つの小学校しかない場合を除く))
- ・「出願者数」……非公開
- ・「欠席者数」……非公開
- ・「受検者数」……公開
- ・「入学許可予定者数」……公開

本件処分では、「小学校名」、「出願者数」、「欠席者数」が非公開とされた。審査請求人はこれらの情報のうち、「小学校名」のみを審査請求の対象としている。

なお、既に各欄の受検者数および入学許可予定者数が公開されているため、小学校名が公開されると、小学校ごとの受検者数および小学校ごとの入学許可予定者数がわかることになる。諮問実施機関は、これらの情報がわかることが条例第6条第1号および第6号に該当するとしており、以下、「小学校名」の非公開情報該当性について検討する。

## (3) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、公開請求された公文書に「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」が記録されている場合は、原則として当該公文書を公開しないことを定めたものである。

また、本号ただし書は、上記のような情報であっても、「ア 法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職および職務遂行の内容に係る部分」については、本号の非公開情報から除外し、例外的に公開することとしている。

諮問実施機関は、本件対象公文書に記録されている情報について、条例第6条第1号本文に該当し、かつ同号ただし書アおよびイに該当しない旨を主張している。一方、審査請求人は、条例第6条第1号本文に該当せず、仮に該当するとしても同号ただし書アおよびイに該当する旨を主張している。

#### ア 条例第6条第1号本文該当性について

諮問実施機関は、受検者の友人や同じ学校からの受検者、それらの保護者や親戚等の関係者が、その受検者の受検を知っていれば、小学校ごとの受検者数および入学許可予定者数を知ることによって、ある児童が実際に受検したかどうかやその受検者が「入学許可予定者になったか否か」を特定することができるため条例第6条第1号本文に該当する旨を主張する。一方、審査請求人は、諮問実施機関の主張に対して、「個人を特定できる情報となるおそれ」という点は、蓋然性が極めて低いとして、条例第6条第1号本文に該当しない旨を主張する。

たしかに諮問実施機関が主張するように、受検者の周辺には受検者の友人や同じ学校からの受検者、それらの保護者や親戚等の関係者が存在しており、そうした関係者であれば、小学校名と受検者数、入学許可予定者数という情報を組み合わせることにより、ある児童が実際に受検したかどうかやある児童が入学許可予定者となれたか否かを識別できる場合があると認められる。

しかしながら、本件対象公文書は、受検者や入学許可予定者の氏名が記録されているものではないため、特定の児童が受検したかどうかを知らない関係者以外の者、つまり一般人であれば小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数という数字のみをもって誰が受検したかどうかや入学許可予定者となったか否かを識別することは不可能であると認められる。

#### イ 個人識別性の判断基準について

条例第6条第1号本文で規定する「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」の該当性を判断する場合は、当該特定の個人について特別の情報を有しない一般人が、通常入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることを基準に判断するのが原則である。

ただし、一般人であれば個人を識別できない場合でも、特別の情報を有する関係者によって個人が識別され、権利利益が侵害されることが特に問題となるような事案については、情報の性質等を勘案して、関係者が特定の個人を識別できることを基準に判断するのが相当な場合もある。

#### ウ 本件における個人識別性の判断基準の適用について

本件で公開が求められているのは小学校ごとの受検者数および小学校ごとの入学許可予定者の数字であり、入学許可予定者となった個人の氏名の公開が求められているものではなく、非公開とされた小学校名そのものは個人識別情報と直結するものではない。

また、前述したように、県立中学校入学選抜では、作文、面接、個人調査報告書を資料として入学候補者の選抜を行った後、その入学候補者の中から抽選を行うことによって入学許可予定者が決定されている。この入学選抜の仕組みからすると、入学許可予定者になれなかった児童には、

作文等の総合点により入学許可予定者になれなかった児童と入学候補者にはなれたものの抽選で外れたため入学許可予定者になれなかった児童がいることになる。そして、本件対象公文書には「入学候補者」の数は記録されていない。

そのため、たとえ、小学校ごとの入学許可予定者数が公開され、ある児童が入学許可予定者になっていないことが識別できたとしても、それが作文等の総合点により入学許可予定者になれなかったのか、あるいは入学候補者にはなれたものの、抽選で外れたため入学許可予定者になれなかったのかどうかまでこの情報から識別することはできないといえる。このことからすると、関係者によって入学許可予定者になれなかったということが識別されたとしても、その理由までもが特定できない以上それは個人の名誉等の権利利益を著しく傷つけるものとまではいえないと考えられる。

以上のことを勘案すると、本件対象公文書に記録される小学校名は、関係者が特定の個人を識別できることを基準に判断するほどの特別な事情がある情報とは認められず、本件については、一般人を基準に個人識別性を判断すべきと考えられる。

一般人を基準に個人識別性を判断すると、本件対象公文書に記録される小学校名という情報のみで特定の個人が受検をして入学許可予定者になったかどうかを識別することは不可能であると認められる。

以上のことから、本件対象公文書に記録された小学校名は、条例第6条第1号本文に該当する情報ではないと判断する。

#### (4) 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、公開請求された公文書に「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めたものである。

なお、条例第6条第6号でいう「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解されるところであり、このことを踏まえて以下のとおり検討を行った。

#### ア 小学校の順位付け等による誤った評価が行われるおそれについて

諮問実施機関は、小学校ごとの受検者数、入学許可予定者数を公開すれば、入学許可予定者数そのものの多い、少ないによる順位付けが行われることや受検者の多い市においては、受検者数に対する入学許可予定者数の割合による順位付けが行われ、これらの順位による誤った評価が学校に対してなされ、このことにより、小学校が児童、保護者や県民から誤った評価を受けることになり、入学者選抜に対して、信頼を失うおそれがある旨を主張する。一方、審査請求人は、入学許可予定者数は一定の考査によって選ばれた受検者から、さらに抽選を行った数であり、小学校の順位付けにつながる資料ではないと主張する。

前述したとおり、県立中学校入学者選抜は、最終的には抽選で入学許可予定者が決定されるものである。従って、ある小学校の入学許可予定者数が少なかったとしてもそれは抽選の結果に過ぎない可能性もあるため、審査請求人が主張するように、必ずしも小学校の順位付けにつながる資料にはならないと考えられる。また、いわゆる進学校が他に県内外に存在することからすると、必ずしも県立守山中学校への入学許可予定者数の多い、少ない等をもって、小学校の順位付けや小学校の評価が行われるとは考えられない。さらに、県立中学校入学者選抜が学力検査ではなく、志願者の

意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して選抜されるものであることからすると、県立守山中学校への入学許可予定者数の多い、少ない等がただちに各小学校における学力水準を表すものとはいえず、小学校の順位付けにつながる資料になるとは考えられない。

以上のことからすると、公開されると小学校の順位付け等による誤った評価が行われるおそれがあるとは認められない。

イ 小学校や市町教育委員会から協力が得られなくなるおそれについて

諮問実施機関は、小学校や市町教育委員会からの信頼を失い、協力が得られなくなれば、小学校、市町教育委員会との協力体制のもとで実施してきた県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

たしかに、県立中学校入学者選抜は、受検の案内や出願等の事務等の入学者選抜事務、児童や保護者に対する進路指導、入学許可予定者になれなかった児童へのケアなどといった小学校や市町教育委員会の協力によって実施されているものであり、県立中学校入学者選抜の実施に小学校や市町教育委員会の協力は不可欠であると考えられる。

しかしながら、そうした役割を担う小学校や市町教育委員会が、小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数が公開されることのみを理由としてただちに役割を放棄し、県立中学校入学者選抜に係る事務に一切協力しなくなるという事態は、受検を希望する児童や保護者等から厳しい批判にさらされることなどを考慮すれば現実的には想定し難いと考えられる。また、実際、そうした事態が現実的に起こる可能性が少ないことは、当審査会における口頭説明の際に諮問実施機関も認めている。従って、諮問実施機関が主張する「支障」は実質的にはほとんどなく、また「おそれ」の程度も抽象的な可能性を指摘したものに過ぎないと考えられる。

以上のことからすると、公開されると小学校や市町教育委員会から協力が得られなくなり、県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

ウ 小学校間の競争や児童の競争心、過度の受験競争をあおるおそれについて

諮問実施機関は、小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数を公開すれば、小学校間の競争や児童の競争心をあおるおそれがあり、また、県立中学校入学者選抜において、競争試験を行ったような印象を与えてしまい、過度の受験競争を招くおそれがあると主張する。さらに、これまで県教育委員会として、児童、保護者や教育関係者に学力検査ではないとしてきた県立中学校入学者選抜に対して、小学校間の競争を目指したのではないかと誤解されるおそれがあり、今後の県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

しかしながら、県立中学校入学者選抜が学力検査ではなく、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して選抜されるものであることからすると、特別な受験対策を行う必要はないはずであり、小学校ごとの受検者数や入学許可予定者数が公開されることによって各小学校が新たに受験対策を開始するなどして小学校間の競争が行われたり、児童に過度の受験競争をあおることになるとは考えられない。

また、諮問実施機関が主張する小学校間の競争を目指したものと誤解されるおそれや児童に過度の受験競争をあおることにつながるおそれは、抽象的な可能性を示したものに過ぎず、むしろ、そうしたおそれは、県立中学校入学者選抜について、前述したような中高一貫教育校に対する県民からの高い関心に応えてこれまで以上に情報公開を進め、適切な説明責任を果たしていくことで払拭することが可能と考えられる。

従って、公開されると小学校間の競争や児童の競争心、過度の受験競争をあおるおそれや、今後

の県立中学校入学者選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

以上のことから、本件対象公文書に記録される小学校名は、条例第6条第6号に該当する情報ではないと判断する。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成17年3月22日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成17年7月11日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成17年7月25日	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成17年12月26日 (第132回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成18年1月30日 (第133回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成18年2月20日 (第134回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 審査請求人から意見を聴取した。
平成18年5月15日 (第135回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成17年6月5日 (第136回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成18年6月26日 (第137回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。

答申第29号  
(諮問第34号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が「1 平成15年度滋賀県立中学校入学者選抜における滋賀県立守山中学校の判定資料および面接評価表の様式、2 平成16年度滋賀県立中学校入学者選抜における滋賀県立守山中学校の判定資料および面接評価表の様式、3 平成17年度滋賀県立中学校入学者選抜における滋賀県立守山中学校の判定資料および面接評価表の様式(以下「本件対象公文書」という。)について、その一部を非公開とした部分のうち、個人データが記録されている部分以外の部分については公開すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成17年2月1日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「平成15、16、17年度の滋賀県立守山中学校の入学者選抜における合否判定に用いた基準がわかる資料」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定した。

平成17年2月14日、実施機関は、本件対象公文書の中の「配点、個人データ」について、入学者選抜検査に係る事務に関し、作文、面接、内申点、検査点の配点比重や個人データを公開することにより、当該文書が、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して入学候補者を選抜する客観的資料であるにもかかわらず、配点や個人データのみへの関心から、議論が生じ、検査を行うにあたって混乱するおそれがあり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第6条第6号に該当するため非公開とし、その他の部分を公開とする一部公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

同年2月17日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、本件処分を不服として、滋賀県教育委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容

#### 1 審査請求の趣旨

配点の公開を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、諮問実施機関の理由説明書に対する意見書および意見陳述において主張する審査請求の理由は、次のように要約される。

(1) 本件処分の非公開理由は、「議論が生じ、検査に当たって混乱するおそれがあり、当該事業の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」というものであるが、「議論が生じる」から非公開にするというのは条例の精神に反する。どのような「混乱」や「支障」が生じるのか不明確であり、説得力に欠ける。

- (2) 選抜に当たって、抽選だけでなく、何らかの検査を課した以上、その意味を明確にし、どのような点を重視して選抜したのかを公開するのは、選抜する側として当然の説明責任である。
- (3) 配点を公表していない現在でも、学習塾等のいわゆる受験産業が県立守山中学校受検コースをもうけているのが現実であって、配点を公表しなければ受検対策をしないというわけではない。
- (4) どのような配点をするかは中学校側の裁量範囲であり、中学校側が「志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判定し、選抜することとした」配点を行えばよいだけである。
- (5) 完全な抽選制ではなく学力を部分的にせよ判定基準として採用している以上、入学希望者が受検対策をするのは当たり前であり、またそうした勉強をきっかけにして学力が伸長するという利点も見逃すべきでない。配点を公表することで、これまでの状況が大きく変わるとは考えにくい。
- (6) 県民が、自らの税金で運営されている学校の入学者選抜の方法について、関心と意見を持つことは正常であり、様々な意見が出ることは、むしろ望ましいことである。「知らせるといろいろ文句が出るから隠す」とでもいうかのような諮問実施機関の見解は、「県民が、県政について充分理解し、判断し、積極的に参画することは、県の保有する情報の共有によってこそ進展するもの」であり、「県の保有する情報は公開が原則」としている条例の趣旨を全く理解していないものである。
- (7) 諮問実施機関が非公開としている理由は、今後行われる試験の配点を想定しているように思われるが、公開請求対象は過去3年分であり、既に行われた試験の配点を非公開とした理由としては不適切である。
- (8) 滋賀県では、長らく中学校は地元の公立へ行くのが当たり前であったところに県が中高一貫教育校を設置した勇気は評価できる。しかし、保護者の立場からすれば、選択肢が生まれたことで不安や迷いが生まれている。そして、こうした不安や迷いが子どもの教育に良い影響をもたらさないことは明らかである。諮問実施機関は、新しい制度を作った以上、徹底的な情報公開によって、保護者の間に教育行政への不信感が広がるのを防ぐべきである。
- (9) 学校がどういう入学希望者に来て欲しいのかを具体的かつ明確に示し、それに沿った入試を行うのは、学校教育において、今や常識だと言っても良い。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書および口頭説明において主張する内容は、次のように要約される。

##### 1 本件対象公文書について

- (1) 中高一貫教育校である県立中学校については、学校教育法施行規則第65条の14において準用する第65条の7第2項により、学力検査を行わないこととしているので、作文、面接、個人調査報告書を資料として、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して入学候補者の選抜を行い、さらに、その中から抽選を行うことによって入学許可予定者を決定している。
- (2) 本件対象公文書における判定資料は、県立中学校の入学者選抜において、入学候補者を総合的に判断して選抜するための資料として作成したものである。県立中学校入学者選抜における作文、面接、個人調査報告書に係る具体的な配点および各々の受検生の作文、面接の結果ならび



に個人調査報告書の内容について、一覧表形式で表した文書である。

## 2 非公開とした理由について

- (1) 中高一貫教育校である県立中学校の入学選抜においては、過度の受験競争を招かないように学力検査を行わないこととし、受検者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して入学候補者を選抜し、さらに抽選を行い、入学許可予定者を決定している。こうした中で、検査項目の配点比重が判断できる資料である本件対象公文書を公開することになれば、今後、県立中学校を志願する児童や保護者が、配点比重を意識した受験対策を講じ、受験技術に長けたものが入学候補者として選抜されるおそれがある。
- (2) 検査項目の配点比重を公開することにより、比重の低い検査項目を受検者が軽視することが予想され、結果的に、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判定し、選抜することとした県立中学校の入学選抜の目的を阻害するおそれがあり、県立中学校の入学選抜の適正な遂行に支障を及ぼす。
- (3) 配点に関する情報を公開すると、児童や保護者等の配点比重に応じた過度の受験対策や競争心をあおることになり、また、志願者である児童が、受験対策を意識した学習をすることになれば、あるべき小学校教育がゆがめられるおそれがある。
- (4) 県立中学校の入学選抜については、抽選を入れることも含め、受験競争の低年齢化につながらないように、十分配慮して進めてきたが、本件対象公文書の配点に関する情報を公開すれば、受験競争の低年齢化を招くおそれがあり、今後の県立中学校入学選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (5) 配点を公開すれば、作文や面接、個人調査報告書に係る配点比重のかけかたをめぐって、異なった意見や考えをもった受検者やその保護者などが、配点比重の大小について不満を抱くことになり、さらには配点比重の変更を求めることなど、混乱が生じるおそれがある。このことにより、県立中学校入学選抜に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

なお、本件は、中高一貫教育校である滋賀県立中学校の入学選抜に係る情報の公開が求められた事案である。滋賀県の中高一貫教育校は、6年間の学習や活動を通して、たしかな学力や生きる力、個性や創造性を伸ばすこと、生徒の人間性や社会性を育成することなどを目標として、平成15年4月から導入された制度である。本制度は、未だ歴史が浅く、また、ほとんどの児童・生徒が従来の中学校・高等学校に進学する中、従来なかった新たな選択肢として示されたものであることから、中学校への進学を控えた児童や保護者をはじめ、県民から強い関心を集めているものと考えられる。

当審査会は、このような基本的な考え方にに基づき以下のとおり判断する。

## (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成15年度から平成17年度までの3年度分の「滋賀県立中学校入学選抜における滋賀県立守山中学校の判定資料および面接評価表の様式」である。また、当該判定資料は、作文、面接および個人調査報告書に係る具体的な配点ならびに各々の受検生の作文、面接の結果および個人調査報告書の内容について、一覧表形式で表したものであり、審査請求の対象はこの判定資料に記載されている情報のうち、配点の部分である。

なお、本件対象公文書の内容について、諮問実施機関に追加の説明を求めたところ、個人調査報告書に関する各教科に係る数字は、個人調査報告書における各教科の指導要録に基づいた評定の段階数を示した数字であり、配点または配点比重を示したのではないとのことであった。

したがって、本件処分において、配点比重がわかることを理由として非公開とした部分のうち、実際には、個人調査報告書に関する各教科に係る数字が記載されている部分は配点または配点比重を示す情報ではなく、それ以外の部分、すなわち、作文、面接（平成15年度、平成16年度分については一定の数が乗じられるなどの調整がなされる前の数字）、内申点（個人調査報告書の合計点）、検査点（平成16年度、平成17年度分のみ）、総合点に係る数字のみが配点を示す情報であるということが認められた。

諮問実施機関は、本件対象公文書中の配点比重に係る情報について、条例第6条第6号に該当し非公開が妥当としているため、以下非公開情報の該当性について検討する。

## (3) 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、公開請求に係る公文書に「県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めたものである。

この「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求されると解されており、また「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されることであり、当審査会はこれらの解釈を踏まえて、諮問実施機関が非公開理由として主張している理由について検討を行った。

### ア 配点比重に係る情報以外の部分について

諮問実施機関の追加説明によれば、個人調査報告書に関する各教科に係る数字は、単に個人調査報告書における各教科の指導要録に基づいた評定の段階数を示した数字であり、配点を示したのではないとのことであった。

したがって、本件処分において、個人調査報告書に関する各教科に係る数字を非公開とした

ことは、配点比重に係る情報であることを非公開の理由としながら、配点比重に係る情報でないものまで非公開としたこととなり、誤ったものであると言わざるを得ない。

なお、この点に関し、諮問実施機関は、個人調査報告書に関する各教科に係る数字は配点を示したのではないが配点と誤解されるおそれがあるため非公開としたとの主張を行った。しかしながら、この非公開理由は本件処分時には言及していなかったにもかかわらず、当審査会において新たに主張したものであり、このようなことは、請求人の権利の保護や行政処分における理由付記の必要性などの観点からみて適切ではなく、またその主張の内容についても、公開を実施する時にその旨の説明を行えば、そのような誤解は容易に回避されるものであることからすると、諮問実施機関のこのような主張を認めることはできない。

イ 配点比重を意識した受験対策が講じられ、受験技術に長けたものが入学候補者として選抜され、また、比重の低い検査項目が軽視されるおそれについて

諮問実施機関は、検査項目の配点比重（個人調査報告書の合計点、作文および面接に限るものであり、個人調査報告書の各教科に係るものは含まない。以下同じ。）を公開すると、配点比重を意識した受験対策が講じられ、受験技術に長けたものが入学候補者として選抜されるおそれがあると主張している。また、比重の低い検査項目を受検者が軽視することが予想され、結果的に、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判定し選抜することとした県立中学校の入学者選抜の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

なお、諮問実施機関は、本件入学者選抜においては、過度の受験競争を招かないよう、学校教育法施行規則の関係規定に基づき学力検査は行わないこととし、作文の内容、面接の結果および個人調査報告書を資料として、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して入学候補者を選抜し、そのうえで抽選を行い、入学許可予定者を決定しているとの説明を行っている。

確かに、この入学者選抜が、主に学力面においていかに優秀な児童を選抜するかという観点にたった完全な競争試験であるならば、特別な受験対策を講じる実益もあり、一定程度受験技術に長けた者が有利になる可能性も否定しきれないが、本件入学者選抜は諮問実施機関が説明しているとおり、学力検査や競争試験ではなく、作文、面接および個人調査報告書を資料として、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判断して入学候補者を選抜し、その後抽選で入学許可予定者を決定しているものであると認められる。このような選抜方法を全体としてみれば、それに対する特別な対策といったようなものは必要ではないと考えられ、むしろ小学校における通常の教育課程を確実にかつ真摯に履修することこそが求められているものといえることができる。したがって、本件入学者選抜は、特別な受験対策や受験技術にはなじまないものと考えられる。

もっとも、配点比重を公開すると、比重の低い検査項目が軽視される可能性は否定しきれず、配点比重を公開した場合に「支障を及ぼすおそれ」があるか否かについては、具体の事案に則して個別に検討をする必要がある。

そこで、当審査会が本件対象公文書に記録されている配点比重に関する情報について見分したところ、個人調査報告書の合計点、作文および面接のそれぞれの配点を示したものに過ぎないものであった。また、その内容も、前述のとおり、志願者の意欲や目的意識、適性等を総合的に判定して選抜するというものであり、比重の低い検査項目が軽視されるおそれがあるとは考えられない。

以上のことからすると、少なくとも本件入学者選抜に関しては、配点比重を公開しても、受験技術に長けたものが選抜され、また、比重の低い検査項目が軽視されるという具体的なおそれがあるとまでは認められない。

#### ウ 受験競争の低年齢化を招き、あるべき小学校教育がゆがめられるおそれについて

諮問実施機関は、配点比重が公開されると配点比重を踏まえた過度の受験対策や競争心がおられることになり、このようなことから、受験対策を意識した学習をすることになれば、受験競争の低年齢化を招き、基礎・基本を重視するという本来のあるべき小学校教育がゆがめられるおそれがあると主張する。しかしながら、本件入学者選抜の方法は、上記イで述べたとおり、全体として、小学校における通常の教育課程を确实かつ真摯に履修していることを前提としたものとなっており、特別に受験対策を意識した学習が必要であるとはいえず、受験競争の低年齢化を招き、あるべき小学校教育がゆがめられるおそれがあるとまでは認められない。

なお、入学候補者の選抜に当たり、作文、面接および個人調査報告書が資料とされることは既に公開されている情報であり、小学校等において、作文や面接に対する一定の対策が施される可能性は一概に否定できない。

しかし、作文は目的や意図に応じて自分の考えを筋道立てて文章に書いたり、効果的に表現しようとする態度を育てるものであり、その教育的効果は広く及ぶことが考えられることから、仮に作文に対する一定の対策が施されることがあったとしても、このことが小学校教育においてマイナスに作用するものとは考えられず、あるべき小学校教育がゆがめられるおそれがあるとまではいえない。

また、面接は受検者と直に接し、実際の質疑応答のやりとりの中で受検者の意欲や目的意識、適性等を判断するために行われるものであると思われるが、面接に対する一定の対策が施されることがあったとしても、あるべき小学校教育がゆがめられるまでのおそれが具体的に生じるとは考えにくい。

#### エ 配点比重について議論が生じ、混乱が生じるおそれについて

諮問実施機関は、配点比重のかけかたをめぐって、異なった意見や考えをもった受検者やその保護者などと議論が生じ、配点比重の変更を求められるなど、混乱が生じるおそれがあると主張している。

確かに、受検者やその保護者をはじめ、県民の間で議論が生じる可能性が全くないとはいえない。しかしながら、仮に配点比重を公開することにより、県民の間で議論が生じるとしても、それは既に実施された過去の入学者選抜に関するものであり、諮問実施機関が主張しているように配点比重の変更を求められるなどの混乱が生じ、入学者選抜の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが具体的に生じるとまでは考えられない。また、今後実施する入学者選抜の配点比重に全く影響を与えないとはいえないとしても、生じた議論や意見を適切に取捨選択し、そのことについて説明責任を果たすことこそが求められているというべきであり、公開すると議論や混乱が生じるおそれがあるからといって、非公開にしようとする諮問実施機関の考えは、情報公開の総合的な推進によって県民と県との協働による県政の進展に寄与するという条例の趣旨からみても、疑問を呈さざるを得ない。

さらに、当審査会が職権で調査したところ、配点比重を公開している都県もあり、また、諮問実施機関からも、混乱が生じるおそれについて、説得力のある具体的かつ明確な説明がなされたとはいえず、諮問実施機関の主張は単に抽象的な可能性を指摘するにすぎないというべき

である。

以上、諮問実施機関が主張する非公開理由について検討したが、諮問実施機関が主張しているおそれはいずれも抽象的かつ一般的なものであり、または、単なる推測にとどまっており、検査項目の配点比重を公開しても、県立中学校の入学選抜の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

なお、滋賀県では中高一貫教育校は平成 15 年 4 月に設置されたところであり、未だ歴史も浅く、今後、この中高一貫教育をよりよい制度にしていくためにも、県民と県の間で情報が適切に共有され、さまざまな意見が反映されていくことがむしろ望ましいと考えられる。また、入学選抜に関しては、これが競争試験ではないかという疑いを拭い去る意味からも、県立中学校の入学選抜の内容について県民の正しい理解を求めていく必要があり、選抜の目的や趣旨などをわかりやすく説明し、県民の間で正確な認識が共有されるよう努力することこそが諮問実施機関に求められていると考える。

よって、検査項目の配点比重については、条例第 6 条第 6 号に規定する非公開情報に該当しないため、公開すべきである。

以上により、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の意見

当審査会は、本件諮問事案について、次の事項を意見として本答申に付帯して提言するものである。

(提言)

本件公開請求は、請求内容が「入学選抜における合否判定に用いた基準がわかる資料」となっており、実施機関が本件対象公文書を特定した。しかし、当審査会が諮問実施機関から追加説明を求めるなどの方法により調査したところ、個人調査報告書に係る各教科の配点がわかる情報が電磁的記録として存在しており、入学選抜事務において、判定資料の作成などに利用されていることが認められた。このことからすると、当該電磁的記録は実施機関において業務上必要なものとして利用、保存されているということができ、条例第 2 条第 2 項に規定する公文書であると認められ、また、記録されている情報の内容からみて本件公開請求の対象であるということが出来る。したがって、本件処分は対象公文書の特定が不十分なままで行われたものであると言わざるを得ず、当該電磁的記録の情報の内容について検討を行い、改めて公開の可否等を判断すべきである。

また、公開の可否等を判断するに当たっては、条例の目的および本答申に記載されている内容を十分踏まえるよう申し述べる。

## 3 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 17 年 3 月 22 日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成 17 年 7 月 11 日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 17 年 7 月 25 日	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成 17 年 12 月 26 日 (第 132 回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。

平成 18 年 1 月 30 日 (第 133 回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成 18 年 2 月 20 日 (第 134 回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 審査請求人から意見を聴取した。
平成 18 年 5 月 15 日 (第 135 回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成 18 年 6 月 5 日 (第 136 回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成 18 年 6 月 26 日 (第 137 回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成 18 年 7 月 24 日 (第 138 回審査会)	・ 諮問実施機関から一部公開決定について、再度口頭説明を受けた。 ・ 諮問案件の審議を行った。

答申第30号  
(諮問第35号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が「平成16年度 第 - 号 通常砂防測量業務委託および平成16年度 第 - 号 通常砂防測量業務委託の低入札価格調査審査委員会の議事録」(以下「本件対象公文書」という。)について行った公文書一部公開決定は、本件対象公文書の特定に誤りがあるため、これを取り消し、さらに、本件対象公文書は存在しないものと認められることから、改めて非公開決定をすることが妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成17年6月22日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定した。

同年7月1日、実施機関は、本件対象公文書中の調査対象者の印章、調査結果、経営状況、取引金融機関および入札理由については、調査対象者(法人)の商行為の利益保護のため条例第6条第2号に該当し、また、予定価格(設計単価)および調査基準価格については公正な評定を行うことの妨げとなるため条例第6条第6号にも該当するとして非公開とすることとし、公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

#### 3 異議申立て

同年7月8日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分は情報公開制度、個人情報保護法に違反する。以下の理由により、当該処分は誤りであるので取り消すべきである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見陳述において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 交付された議事録が正当なものなのか疑わしい。請求した議事録と異なるものや、請求していないものが公開された疑いがあり、請求者の利益を侵害している。
- (2) 委員会出席者の記載のない議事録は、不自然である。また、最低価格入札者が県に提出すべき書類に人員配置計画や、執行体制計画が含まれているにもかかわらず審査の内容として、そのことが触れられていないことも不自然である。単なる議事の概要で中身に入らない内容と使われた資料が付いているだけで、これは到底議事録と言えるものではない。

- (3) 本件は、請求者本人(=異議申立人)に公開していない。他人(自分が経営する会社の従業員)に公開され、当該従業員を通じて請求者に手渡されたものである。個人名で請求していたのに、実施機関は、私の了解がないのに、従業員が入札に行った時ついでに従業員に渡してしまった。しかも、実施機関は、封もせず本件対象公文書等を従業員に渡している。
- (4) 異議申立人が、実施機関の担当者に対し、他人に公開したことおよび議事録の記載内容が疑わしい旨の抗議を行ったところ、意味不明で要領を得ない回答がなされた。ただし、議事録の内容について、担当者は「議事録を修正します」と言明した。しかし、翌日に「議事録は作っていない」との電話があり、前日の発言内容と相違していた。このことは、決定の処分を崩すものであり、当該処分が誤りであったことを証明するものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

- (1) 議事録については作成していないため、公開できるものがないことから、「湖北地域低入札価格調査審査委員会の開催日時、開催場所、案件名、審査の内容を記載した書面」と調査に係る諸様式の調査書等の一部公開できるものを通常の公開形式に準じて公開した。議事録ではないが、湖北地域低入札価格調査審査委員会へ資料を提出して審議いただいているので、議事に用いられた資料を提供すれば請求者の意向に沿うと思い、公開したものである。
- (2) 低入札価格調査審査委員会では議事録を作成することにはなっていない。運営要綱に議事録についての規定はない。「湖北地域低入札価格調査審査委員会の開催日時、開催場所、案件名、審査の内容を記載した書面」は通常作成しない。これは、入札結果調書、低入札価格調査書等の資料だけを提示するのではわかりにくいので、請求者へ説明するために特別に作成したものである。
- (3) 議事録について、本件異議申立て後の平成17年9月2日付けで異議申立人から再度同じ内容の公開請求がなされ、その際には「議事録は存在しない」として、平成17年9月13日付けで非公開決定を行っている。
- (4) 公開実施の当日に入札があり、請求者が経営する会社の従業員が来庁したことから、便宜を図るつもりで本件対象公文書等を渡したが、その際、会社の従業員に封筒に入れずに手渡してしまった。このことについては、誠に申し訳なく請求者に謝罪を行ったところである。請求者本人との事前の連絡調整や意思確認を経ないまま事務処理を進めたことによるものであり、今後は適正な事務処理に努めたい。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 審査会の判断理由

###### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいて



は県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上を踏まえたうえで以下のとおり判断する。

#### (2) 本件対象公文書について

実施機関は、「湖北地域低入札価格調査審査委員会の開催日時、開催場所、案件名、審査の内容を記載した書面」と会議資料である、入札結果調書、低入札価格調査書、低入札価格積算内訳調査票、低入札価格の理由書を本件対象公文書として特定している。

これに対して異議申立人は、対象公文書の特定に誤りがあると主張しており、以下、本件対象公文書の特定の妥当性等について検討する。

#### (3) 本件対象公文書の特定の妥当性について

異議申立人は、実施機関が公開した本件対象公文書は自分が公開を求めた議事録と言えるようなものではなく対象公文書の特定が誤っている旨を主張する。

これに対して実施機関は、議事録については作成しておらず、公開できるものがないことから、「湖北地域低入札価格調査審査委員会の開催日時、開催場所、案件名、審査の内容を記載した書面」と調査に係る諸様式の調査書等の一部公開できるものを通常の公開形式に準じて公開した旨を説明している。

そこで、当審査会が、本件公開請求の内容がいかなるものであったかを確認したところ、公文書公開請求書の「請求する公文書の名称または内容」欄には、「平成16年度 第 - 号 通常砂防測量業務委託および平成16年度第 - 号 通常砂防測量業務委託の低価格調査審査委員会の議事録」と記載されていることが認められた。この文言を厳密に受け止めれば、議事録という名称が付された文書以外は対象公文書にならないことになるが、本件処分の際、実施機関としては、議事録の代わりになりそうな文書があるため、これを対象公文書として特定すべきと判断したものと考えられる。

たしかに、本件のように議事録について公開請求があった場合、議事録という名称にかかわらず、公開請求の趣旨等を含んで理解し、「議事、審議の経過、結果を記録した文書」と解するのが相当な場合もあり、このように解した場合、実施機関が特定した本件対象公文書も「低入札価格調査審査委員会の議事、審議の経過、結果を記録した文書」に該当する余地はあったといえる。

しかしながら、本件の場合、実施機関は、本件対象公文書として特定した文書は請求者へ説明するために特別に作成したものであるとしており、この点から見て、実施機関が行った対象公文書の特定にはそもそも問題があったといえる。

請求者の意思に応えようとした実施機関の意図については一定理解することができるが、情報公開条例に基づく公開請求権は、あるがまま（現状のまま）の形で公文書を公開することを求める権利であり、実施機関には、新たに公文書を作成または加工する義務はないと解されているものである。従って、請求後に新たに作成した文書は、請求時点で存在していなかったものである以上、対象公文書として特定すべきものではなかったといえる。

以上のことから、本件対象公文書の特定については、誤りがあったものと認められる。

#### (4) 本件対象公文書の存否について

前述したように、本件対象公文書は湖北地域低入札価格調査審査委員会の議事録であるが、実施機関は、湖北地域低入札価格調査審査委員会ではその運営要綱に議事録を作成する旨の規定がなく、従前より議事録を作成することとしておらず、議事録は一切存在しないと説明している。

一般的に議事録作成の要否は、事務遂行上の必要性に応じて実施機関が判断するものであって、いかなる場合においても議事録の作成が義務付けられているものではないと考えられる。実際、当審査会が運営要綱を確認したところ、湖北地域低入札価格調査審査委員会については、実施機関の説明のとおり、運営要綱に議事録の作成を義務付けるような条項が規定されていないことが認められ、そのことからすると、議事録が作成されていないとしても特段不合理とはいえないと考えられる。

以上のことから、議事録については作成されておらず存在しないものと認められる。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の意見

なお、当審査会は、本件諮問事案について次の事項を意見として本答申に付帯して提言する。

### (1) 請求後に作成した文書を本件対象公文書として特定したことについて

実施機関は、対象公文書として特定した文書は存在しないものであったため、今回、特別に請求者へ説明するために作成したものであると説明している。

しかしながら、前述したように情報公開条例に基づく公開請求権は、あるがまま（現状のまま）の形で公文書を公開することを求める権利であり、実施機関には、新たに公文書を作成または加工する義務はないと解されているものである。そのため、本来、請求時点に対象公文書が存在しない場合は、不存在を理由として非公開決定をすべきものであったといえる。

無論、実施機関の判断で別途文書を作成して提供することが可能な場合に情報提供というかたちで対応することは認められるが、請求時点で存在していないにもかかわらず、請求後に作成した文書を対象公文書として特定して公開するのは公文書公開請求の対応として適当とはいえない。今般の実施機関の対応については、情報公開制度に対する理解が不足していたものと指摘せざるを得ない。

対象公文書の正確な特定は、公文書公開請求に係る事務の基本であり、今後はこのようなことがないよう情報公開制度の適切な運用に努められたい。

### (2) 公開実施の際の対応について

異議申立人は、本件については、個人名で公開請求していたのに、実施機関が請求者の了解もないまま他人（異議申立人が経営する会社の従業員）に本件対象公文書等を封もせずに渡してしまった旨を主張する。

実施機関は、こうした異議申立人の主張について概ね事実関係を認めている。実施機関によると、公開を実施する前に、請求者に対して公文書一部公開決定通知書を送付するか電話等により事前に請求者本人と公開を実施する日時を調整する必要があったところ、本件においてはそれらを行っていなかったとのことである。公開実施の日時についての事前の連絡調整は当然のことであり、それがなされていなかったということについては、不適切であったと指摘せざるを得ない。

また、公開の実施は請求者本人に対して行うのが原則であり、請求者本人以外の者に渡す場合には、公文書公開請求についての代理人としての資格の有無や請求者本人の意思を確認する必要があったにもかかわらず、その確認を行わないまま、しかも、封筒にも入れずに文書等を渡してしまったとのこ

とである。本件公開請求は、請求者が経営する会社としてではなく、個人として行われたものであり、たとえ請求者が経営する会社の従業員であろうと請求者以外の者に、しかもそれが封筒にも入れずに渡されてしまえば、異議申立人が個人として行った公開請求の内容が、本件公開請求とは関係ない者に知られてしまうことになる。

誰がどのような公開請求を行ったかという情報は、保護されるべき請求者の個人情報であり、その取扱いには相当な配慮が求められるところである。それにもかかわらず、こうした対応がとられたことについては、個人情報の取扱いが不適切であったと指摘せざるを得ない。

今後はこうした不適切な事務処理が行われることがないように充分留意されたい。

### 3 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成17年9月16日	・実施機関から諮問を受けた。
平成18年3月15日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成18年7月24日 (第138回審査会)	・諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成18年8月25日 (第139回審査会)	・実施機関から一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・異議申立人から意見を聴取した。
平成18年9月21日 (第140回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成18年10月31日 (第141回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

答申第31号  
(諮問第36号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が「平成17年度 道路台帳付図修正費 単価表」以下「本件対象公文書」という。)について、その一部を非公開とした部分のうち、次に掲げる部分以外の部分については公開すべきである。

- 1 表題に「平成 17 年度 道路台帳付図修正費 単価表」と記載されたページにおいて、直接測量費と記載された表中の金額ならびに一業務当たりに計上する協議打合せ費および印刷製本費の金額
- 2 表題に「基礎単価表」と記載されたページにおいて、表頭が「単価」欄の内容、境界鉄設置単価(平均単価を含む。)ならびに注1と記載された表中の砂の各所の単価(平均単価を含む。)および注2と記載された表中の生コンクリートの各所の単価(平均単価を含む。)
- 3 第1号から第16号の各単価表において、表頭が「単価」および「金額」欄の内容(第1号単価表の11行目については、表頭が「数量」欄の内容を含む。)
- 4 本工事内訳書 から本工事内訳書 の非公開とした部分

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成17年6月22日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「滋賀県発注の道路台帳整備委託に係る積算基準書および標準歩掛」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

- (1) 実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、本件対象公文書を特定した。
- (2) 同年7月6日、実施機関は、本件対象公文書の中の「数量、単価、金額」について、道路台帳整備委託は、従来から運用している積算を基礎にしており、既存データと整合性を図りながら、今後も継続して本業務を円滑に遂行する必要があるためということを理由として非公開とし、その他の部分を公開とする一部公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

同年9月2日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分は誤っており、取り消しを求めるといふものである。

#### 2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書および意見陳述において主張する異議申立ての理由等は、次のように要約される。

- (1) 非公開理由が、条例のどの条項に該当するのか記載されていない。(書類不備である。)

- (2) 公文書の公開をしない部分として、「数量、単価、金額」としているが、「摘要欄」にも非公開とされている箇所がある。(非公開部分の追加がある。)
- (3) 滋賀県土木交通部においては、工事・測量・調査・設計業務に係る積算基準を公開しており、道路台帳整備に関して非公開とするのは整合性がとれない。また、他の部署(農政水産部)で、用地測量に係る歩掛について、公文書の公開請求により、公開された事例がある。
- (4) 積算基準および標準歩掛は、設計金額を算出するための基準となるものであり、その金額が妥当かどうかについて、納税者として知る必要がある。
- (5) 実施機関が主張している「県独自の積算基準で汎用性がないものである」から公開できないという理由には納得できない。公開された部分を見ると、汎用性がないとは思えない。また、独自の歩掛を公開している自治体もある。
- (6) 「単価」および「金額」については、公開を求めるものではなく、それ以外の「数量」等の情報について公開を求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書および口頭説明において主張する内容は、次のように要約される。

##### 1 本件処分に対する考え方について

道路台帳修正については、昭和60年度の修正委託以来、すでに20年以上が経過しているが、一般測量とは異なる独自歩掛を使用してその修正委託業務を行っている。

道路台帳修正は、過去の図面やデータとの整合性や継続性を重視する必要がある業務であり、具体的には、工事区間の告示行為との起点部、終点部における、既存路線との図面上、データ上の整合性を図らなければデータの更新が行えないことになる。この段階においては、照査、修正作業は重要であり、高度な熟達した専門的知識を有し、さらに経験豊かな技術者が必要となる。

また、告示行為との整合や修正路線の漏れ等による路線の整合が図れない場合には、成果物の修補等再調整を行うことが必要とされる。

したがって、台帳修正作業においては、作業内容の経験と習熟とが要求されることを含め、20年の時間経過の中で一般測量作業に上記独自性を加味した汎用性のない県独自歩掛を採用しているものである。

##### 2 非公開とした具体的な理由について

- (1) 県の行う事務に関する情報であって、現に反復継続している事務であり、将来同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第6号に該当する。
- (2) 摘要欄の部分にも非公開とした箇所がある理由は、金額やその算出根拠に直接関連し、それらを特定できる情報を含んでいるためである。
- (3) 道路台帳整備に関しては、過去のデータとの関連性を重視し、県独自の積算基準で汎用性がないものである。
- (4) 「数量、単価、金額」を公開すると、予定価格が容易に推測されることになる。異議申立人だけに情報を公開すれば、今後の入札において異議申立人だけが予定価格を推測しやすくなり、公正な競争を阻害する。
- (5) 道路台帳整備は建設工事に比べ、積算構成がより単純であり、最低制限価格の推測が容易であり、入札参加者の多数が同額で入札するなど、競争性をもった公正で透明性のある入札が行われない事態が発生する可能性がある。

(6) 県では、建設工事については既に予定価格の事前公表を本格実施しているが、委託業務についてはそこまで至っていない。測量業務等の委託業務について本年 10 月から予定価格の事前公表についての試行を始めたところである。今後この試行結果を見極めていく予定であり、現時点においては、その影響を判断することができないから、本件対象公文書の全面的な公開は時期尚早であるとする。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

#### (2) 本件対象公文書について

##### ア 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、実施機関の説明によれば、道路台帳整備委託の発注業務に使用する積算基準書および標準歩掛であり、類似の測量委託に使用する積算基準書および標準歩掛に道路台帳整備委託に必要な要素を加味した県独自の内容となっているとのことであり、当審査会としても、このことについては特に異論のないところである。

##### イ 異議申立人が公開を求めている部分について

異議申立人は意見陳述において、実施機関が本件処分で非公開とした部分のうち「単価」および「金額」については、公開を求めるものではなく、それ以外の「数量」等の部分について公開を求める旨の発言をしている。したがって、当審査会は異議申立人が公開を求めている部分について、公開の可否の判断を行うこととする。

#### (3) 非公開とした理由について

実施機関は非公開理由として「県が行う事務に関する情報であって、現に反復継続している事務であり、将来同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」条例第6条第6号に該当すると主張しているため、非公開理由の該当性について検討する。

#### (4) 条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、公開請求に係る公文書に「県の機関または国、独立行政法人等、他の

地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある情報が記録されている場合は、当該公文書を公開しないことを定めたものである。

この「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、また「おそれ」の程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解されているところであり、当審査会はこれらの解釈を踏まえて、実施機関が非公開理由として主張している理由について検討を行った。

ア 実施機関は、積算基準書および標準歩掛を公開すると予定価格が推測しやすくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の主張をしている。

たしかに、積算基準書および標準歩掛を公開すると設計金額が推測しやすくなり、さらに、その設計金額を基に予定価格が推測しやすくなることは一概には否定できないといえよう。しかしながら、県では建設工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨である公共工事の入札および契約の過程ならびに契約の内容の透明性の確保を図るという観点から、既に予定価格を事前に公表しているが、入札本来の目的である競争性が損なわれるというような支障、たとえば落札率の高止まりや入札参加者の積算努力の阻害などが認められなかったことは実施機関も述べているところである。

そこで、当審査会は、実施機関に対し、建設工事では予定価格を事前に公表しても入札制度の趣旨が損なわれるような支障は認められないにもかかわらず、なぜ道路台帳整備委託では予定価格が推測されると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるのかについて説明を求めた。しかしながら、これに対する実施機関の説明は、具体性を欠くものであり、単なる抽象的な可能性を示したに過ぎないものであった。

また、実施機関は、道路台帳整備委託については建設工事に比べ積算構成が単純であり、予定価格が推測されると最低制限価格も推測が容易となり、入札参加者の多数が同額で入札するなど、競争性をもった公正で透明性のある入札が行われぬ事態が発生する可能性があるとして主張している。ところで、本件公開請求は最低制限価格そのものではなく、積算基準書および標準歩掛であり、たしかに、この内容を公開すると、道路台帳整備委託については、建設工事に比べて最低制限価格の推測が容易であるかもしれないが、その程度は相対的なものに過ぎず、また、その推測にはおのずから一定の限界があると言わざるを得ない。さらには、推測が容易であるとしても、適正な競争が行われることは可能であり、実施機関が指摘するような事態が直ちに発生するとは、必ずしも言えない。この点においても、実施機関の主張は、抽象的な可能性を示したものに過ぎないと言ふべきである。

したがって、実施機関のこれらの主張は、前述したように、条例第6条第6号の解釈に当たり求められている「支障」の程度や「おそれ」の程度からみて、認められない。

また、当審査会が調査したところ、独自の歩掛等を公表または公開している自治体もあることからしても、実施機関の主張は認められない。

イ 実施機関は、道路台帳整備に関しては、過去のデータとの関連性を重視し、県独自の汎用性がない積算基準および標準歩掛を使用しているが、これらは公表していないものであり、公文書公開請求に対応して、このように公表していない積算基準および標準歩掛を公開すれば、公開を受けた者のみが予定価格を推測しやすくなり、公平、公正な競争を阻害する旨の主張をして

いる。

しかしながら、公文書の公開を請求する権利は何人に対しても等しく認められているものであり、公開請求を行えば、何人に対しても同じ情報が公開されることは言うまでもないことからすると、実施機関のこのような主張は認められない。

ウ 実施機関は、現在、予定価格の事前公表の本格実施は建設工事に関してのみであり、測量業務等の委託業務に関しては、平成 18 年 10 月から試行を始めたところであり、現時点においては、その影響を判断することができないから、本件対象公文書の全面的な公開は時期尚早である旨の主張をしている。しかし、県が保有する情報を公表する制度と公文書の公開請求の制度とは別のものである。公表の試行結果を見極め、支障がないことを検証した上でなければ、公文書の公開請求に対して公開できないとでもいうような実施機関の主張は公文書の公開請求に対する非公開理由を説明するものとしては適切ではなく、認められない。

以上により、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 17 年 12 月 12 日	・実施機関から諮問を受けた。
平成 18 年 4 月 28 日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 18 年 7 月 24 日 (第 138 回審査会)	・諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成 18 年 8 月 25 日 (第 139 回審査会)	・実施機関から一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・異議申立人から意見を聴取した。
平成 18 年 9 月 21 日 (第 140 回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成 18 年 10 月 31 日 (第 141 回審査会)	・実施機関から一部公開決定について再度口頭説明を受けた。 ・諮問案件の審議を行った。
平成 18 年 11 月 29 日 (第 142 回審査会)	・諮問案件の審議を行った。



答申第32号  
(諮問第37号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が「県立中学校の教科書採択にかかる平成17年8月開催の教育委員会会議録で各発言の発言者氏名の分かるもの」(以下「本件対象公文書」という。)を非公開とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成17年10月3日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「県立中学校の教科書採択にかかる2005年8月開催の教育委員会会議録で各発言の発言者氏名のわかるもの」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

同年10月17日、実施機関は、本件公開請求に対し、請求のあった本件対象公文書は不存在であるとして、非公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

同年10月25日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、本件処分を不服として、滋賀県教育委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開を求めるといふものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、諮問実施機関の理由説明書に対する意見書および意見陳述において主張する審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 公文書公開請求は、「公文書の公開を求める権利」を県民に保障するための制度であることから、「はじめに公開ありき」が基本である。そして、そのための公文書は、県民に行政運営などがよりわかりやすくするよう作成すべきものである。
- (2) 教科書採択にかかる議論については、子ども・保護者・教員そして一般県民に深く関わることであり、人事等の個人的情報と異なり、全面的に公開するべきものである。その一番適切な方法は、会議の傍聴である。各地で教科書採択に係るものを含め教育委員会の会議が傍聴される状況と同様に、傍聴させることが公開性を高めるものである。
- (3) 一般県民に傍聴をさせないような場合は、少なくともその会議録は内容を正確かつ詳細に公開されるべきであり、発言者氏名も当然記載されなければならない。発言者氏名が隠された会議録の公表では、部分公開としか言えず、真の公開とはいえない。また、県民を代表して採択にあたる委員の発言は、誰がどのように発言しているかを具体的に知りたいし、知る権利がある。

- (4) 教育委員は、教科書採択をはじめ県下の教育行政に公的責任を負っていることから、責任ある発言が求められる。しかし、発言者氏名が公開されない場合は、責任ある発言がなされない傾向を生じさせるものであり、極めて問題である。また、傍聴という事例を考えた場合、氏名公表は、なんら差し支えないものである。
- (5) 従来から会議録に発言者氏名を記載しないという慣例のようなものがあるとすれば、今日の公開性・透明性が行政全般に求められる時代においては、速やかに改められてしかるべきものである。
- (6) 少なくとも、会議録作成段階において、録音テープやメモ的なものは存在しているはずである。そして、公文書公開を前提として業務しているはずの実施機関としては、公開を考慮した文書事務および管理を行わねばならず、特に県民の知る権利を尊重するという姿勢で対応するならば、それらを廃棄等の処分をすることはないものと考ええる。仮に処分しているとすれば、極めて怠慢あるいは恣意的に処分したものと考えざるをえない。このような事務管理は、県民の知る権利を蹂躪するものとなり、改められねばならない。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書および口頭説明において主張する内容は、次のように要約される。

##### 1 教育委員会の会議録について

教育委員会の会議録については、滋賀県教育委員会会議規則（平成4年滋賀県教育委員会規則第17号。以下「教育委員会会議規則」という。）第13条第1項において「委員長は、委員会の事務局職員に、会議録を作成させるものとする。」と規定されている。また、同条第2項では「会議録は、次の定例会において承認を受けなければならない。」と規定されており、当該規定に基づき、担当者は会議録案を作成し、次の定例教育委員会において承認を受けている。

##### 2 本件対象公文書の不存在理由について

- (1) 会議録の作成に当たっては、その記載様式に特段の規定はないが、教育委員会は合議制の執行機関であることから、会議全般にわたる審議経過の概要および審議の結果を記載することが重要であると考えている。したがって、会議の公開、非公開にかかわらず、従来から発言者の氏名を表記した会議録は作成しておらず、今回審査請求の対象となっている会議録に関しても同様である。

以上の理由により、本件対象公文書は存在しないため、非公開の決定をした。

- (2) 担当者が会議録案を作成するために録音やメモ等により記録することはあるが、これは担当者が専ら自己の職務の遂行のために便宜上記録したものであって、組織としての利用を予定していない個人的な備忘録である。したがって、当該記録は条例第2条第2項に規定する「公文書」とはいえず、担当者が会議録案を作成して、備忘録にすぎない記録の用を達した後においては、消去してもなんら差し支えないものであると考える。今回の記録についても、担当者が会議録案を作成した後において消去しており、組織的に必要なものとして利用または保存はしていない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 審査会の判断理由

- (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、このような基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

## (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、県立中学校の教科書採択にかかる平成17年8月開催の教育委員会会議録で各発言の発言者氏名の分かるものである。

諮問実施機関の説明によると、県立中学校の教科書採択にかかる教育委員会は平成17年8月に4回開催されたとのことであり、当審査会はこの4回の教育委員会に関して、「会議録で発言者氏名の分かるもの」の存在の有無について検討する。

## (3) 本件対象公文書の存在の有無について

諮問実施機関は、会議録について、教育委員会会議規則の規定に基づき、担当者は会議録案を作成し、次の定例教育委員会において承認を受けていること、および教育委員会は合議制の執行機関であることから、会議全般にわたる審議経過の概要および審議の結果を記載することが重要であり、会議の公開、非公開にかかわらず、従来から発言者の氏名を表記していない旨の主張を行っている。

当審査会は、この諮問実施機関の主張を念頭におきながら、平成17年8月に開催された教科書採択に係る4回分の教育委員会会議録の確認を行った。

これらの会議録は、教科書採択事務が終了したことにより、非公開事由が消滅したとして、平成17年9月30日から一般の閲覧および複写が可能となっているものである。

会議録は、開催日時、開催場所、出席委員、議事が記載されている表紙部分、議事進行に係る発言が記載されている部分、主な質疑・意見が記載されている部分などから構成されている。その内容を確認したところ、表紙部分では、出席委員の全員について、氏名の記載がある、議事進行に係る発言が記載されている部分では、教育委員長の発言について、発言者を委員長と記載しているが、主な質疑・意見が記載されている部分では、発言した委員の氏名は記載されておらず、教育委員長も含めて単に委員とのみ記載されている。

ところで、会議録については、教育委員会会議規則第13条第1項で「委員長は、委員会の事務局職員に、会議録を作成させるものとする。」と規定され、また、同条第2項で「会議録は、次の定例会において承認を受けなければならない。」と規定されているのみで、形式や内容について特段の規定がないところ、これらの会議録は、会議の内容がある程度分かるように記載さ

れていることが認められ、社会通念上、会議録としての一定の形式と内容を備えているということが出来る。

また、諮問実施機関の説明によれば、これらの会議録は次の定例会において承認を受けているなど、定められた手続きも踏まれているとのことである。

このようなことから、これらの会議録は、正規に作成されたものということができ、発言者氏名が記載されている会議録が別に存在すると推認できるような確たる証拠も認められない。

したがって、本件対象公文書が不存在であるとの諮問実施機関の主張が格別に不自然、不合理であるとはいえず、当審査会としては、諮問実施機関の主張を認めざるを得ず、本件対象公文書は不存在であることを理由として、非公開決定を行った本件処分は妥当であるといえる。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の意見

当審査会は、本件諮問事案について、次の事項を意見として本答申に付帯して提言するものである。

### (1) 教育委員会の会議録における発言者氏名の記載について

諮問実施機関は、発言者氏名が公開されると、委員が自己に対する批判、干渉、誹謗等がなされることを懸念して、教育委員会での発言が萎縮することが考えられ、教育委員会に係る事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の主張をしている。しかしながら、当審査会が、発言者氏名が記載された会議録の公表を実施している、または、教科書採択に係る教育委員会を公開で開催している都府県に対し調査したところ、そのことによって、支障が生じた事例は確認できなかった。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条の規定により、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務を広範囲に管理し、および執行することとされており、教育委員会の担っている役割は多大なものがあること、教育委員会は合議制の執行機関ではあるものの、個々の教育委員に対する解職請求の制度もあること、今日の県民の教育行政に対する関心の高さからみて、県民が個々の教育委員の発言内容に関心を抱くのには相当の理由があることなどから、教育委員会は、県民に対する適切な説明責任を果たす必要があり、当審査会としても、発言者氏名の記載を含め、審議の過程がより明瞭になる会議録を作成することが望ましいと考えるものであり、今後、検討されたい。

### (2) 情報公開審査会への諮問が遅延したことについて

本事案は審査請求から当審査会への諮問までの間に約5箇月が経過している。本件諮問の内容にかんがみると、これほどの長期間を要する合理的な理由は認めがたく、また、諮問実施機関も、諮問が遅延したことについて、特段の理由がなかったことを認めている。

条例第19条には、「不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなければならない。」と規定されているが、本件諮問は、この規定に反しており、また、審査請求人の権利利益の救済の上からも、不適切な事務処理であったといわざるを得ない。今後においては、迅速かつ適切な事務処理を望むものである。

### 3 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成 18 年 3 月 15 日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成 18 年 4 月 17 日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 18 年 5 月 20 日	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成 18 年 11 月 29 日 ( 第 142 回審査会 )	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成 18 年 12 月 26 日 ( 第 143 回審査会 )	・ 諮問実施機関から非公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 審査請求人から意見を聴取した。
平成 19 年 1 月 29 日 ( 第 144 回審査会 )	・ 諮問案件の審議を行った。
平成 19 年 2 月 28 日 ( 第 145 回審査会 )	・ 諮問案件の審議を行った。
平成 19 年 3 月 26 日 ( 第 146 回審査会 )	・ 諮問案件の審議を行った。

答申第33号  
(諮問第38号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が「平成14年度、17年度の県立中学校教科書採択に関する教育委員会の録音テープ( ICレコーダーの録音記録)」(以下「本件対象公文書」という。)を非公開とした決定は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成18年9月21日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、本件対象公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

同年10月5日、実施機関は、本件公開請求で対象となった文書のうち本件対象公文書については、請求のあった文書が存在しないとして非公開とし、公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

同年11月30日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、本件処分を不服として滋賀県教育委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容

#### 1 審査請求の趣旨

本件対象公文書が存在していることが判明した場合は、審査請求に係る処分の取り消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書および諮問実施機関の理由説明書に対する意見書、意見陳述において述べている審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は、担当者が備忘のためにメモ代わりに個人的な判断で録音したものであるから、録音テープは公文書に該当せず、個人的判断で消去したことは違法ではないと主張するが、この主張は間違っている。録音テープは、会議録作成のための基礎資料、原資料と言うべき極めて重要な性格のものであり、個人的なメモ、備忘録の類に属するものではなく、「組織的に用いる」の範疇に属するものであり、公文書に該当する。一次資料は直接的に組織内で用いられることがなくても二次資料の組織的使用の基礎をなすものであること、ならびに会議録という二次資料の信憑性を裏付ける重要なものであることを考えた場合、この一次資料である録音記録は公文書に該当すると解釈すべきである。また、録音記録は、担当職員の個人的な判断によるものではなく、上司の判断または許可に基づき、出席委員の同意の下に作られたものと考えるのが自然である。したがって、仮に業務遂行のための個人的な備忘録という側面があったとしても、録音記録そのものは公的な性格を有

するものであり、担当者の個人的なものあるいは個人の所有物ではない。

- (2) 録音テープは、テープ起こしを行い、作業終了後、内容を消去したため存在しないと実施機関より説明されたが、重要な電磁的記録のコピーが作成されておらず、また録音後極めて短期間のうちに消去されるなど不自然な点があり、実施機関の説明が事実であるか疑問である。コピーが存在していると判断された場合は、この処分は違法である。
- (3) 会議録作成の準備から完了に至るまでのすべての過程は公務であり、公務の過程で作成された録音記録は個人的なものとは考えられない。したがって、録音記録が個人的なものであることを理由に、録音記録の用を達した後において担当職員が消去しても差し支えないとした実施機関の判断は誤りである。また、実施機関の行為は、電磁的記録をも対象に公文書の適切な管理について規定した条例第3条第2項および滋賀県教育委員会事務処理規程第3条第2項に違反している。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書および口頭説明において述べている内容は、次のように要約される。

##### 1 滋賀県教育委員会の会議録について

滋賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の会議録については、滋賀県教育委員会会議規則（平成4年滋賀県教育委員会規則第17号。以下「教育委員会会議規則」という。）第13条第1項で「委員長は、委員会の事務局職員に、会議録を作成させるものとする。」と規定され、また、同条第2項では「会議録は、次の定例会において承認を受けなければならない。」と規定されている。当該規定に基づき、担当者が会議録案を作成し、次の定例会教育委員会において承認を受けている。

##### 2 本件対象公文書の不存在理由について

- (1) 公文書公開請求のあった教育委員会の録音テープ（ICレコーダーの録音記録。以下「録音記録」という。）は、担当者が会議録案作成のための補助的な使用を目的として、個人の所有するICレコーダーにより採録したものであり、課長等一定の権限を有する者を含めて行われる職務上の内部検討（協議、決裁、供覧、指示等）に付されたものではない。実態として録音記録は、担当者の支配下にあり、一時的に保存、利用されていたものに過ぎない。つまり、この録音記録は、担当者が専ら自己の職務の遂行のために便宜上採録したものであって、組織としての利用を予定していない個人的な備忘録であったといえる。したがって、録音記録は、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」ではなく、条例第2条第2項における公文書には該当しないものであり、録音記録としての用を達した後においては消去しても差し支えない。なお、一言一句捉えた会議録の作成を考えてはいないので、会議によってはメモでも対応可能で録音が必要でない場合もあり、録音しなければならないという認識には立っていない。担当者が補助資料として必要と感じて録音したものであって、上司として担当者が録音しているか否かについては特に意識していないし、また、委員の了解を得て録音したものでない。
- (2) 担当職員が会議録案を作成した時点で不要と判断し、消去しているため、録音記録は組織的に必要なものとして利用または保存しているものではない。なお、会議を録音した場合、職場のパーソナルコンピュータにダウンロードして使うという使い方をしておらず、録音記録はICレコーダーから直接聴取するという使い方をしてきた。使用したICレコーダーは約18時間録音できるものであったが、教科書採択に係る案件は審議時間が非常に長く、何回分も録音記録を溜めておくのは無理であった。会議録案の作成が完了するまでの間は間違いなく残していたが、次の会議で録音する

のに必要な容量を確保するため、会議録案を作成し、必要なくなった時点で不要になった録音記録を消去することとしていた。また、担当者の自宅のパーソナルコンピュータまたは記憶媒体等にも保存されていないか確認したが、どこにも存在していないと確認している。

- (3) 個人的な備忘録である録音記録は、公文書ではないと考えており、会議録案の作成という用を達した後、録音記録を消去することは差し支えない。会議録案作成のための補助資料として、担当者の支配下にある。担当者の任意の判断で行われたものであり、消去しても違法とは思わない。条例第3条第2項および滋賀県教育委員会事務処理規程第3条第2項は、公文書の適切な管理について規定したものであるが、当該録音記録は公文書に該当しないため違反しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上を踏まえたうえで以下のとおり判断する。

#### (2) 県立中学校教科書採択に関する教育委員会の開催状況等について

##### ア 開催日程について

諮問実施機関の説明によると、県立中学校教科書採択に関する教育委員会は、平成14年度には平成14年11月11日、同月18日、同月27日の計3回開催され、平成17年度には、平成17年8月2日、同月9日、同月22日、同月31日の計4回開催されたとのことである。本件公開請求に係る録音記録は、これらの会議を録音したものである。

諮問実施機関によると、平成14年度の上記会議の会議録案の作成日は不明であるが、会議録案は、平成14年12月25日の12月定例教育委員会で承認を受けているとのことである。平成17年度の上記会議の会議録案については、9月13日の臨時教育委員会（県立中学校教科書採択以外の議題を扱った教育委員会）が開催されるまでに作成され、9月28日の9月定例教育委員会で承認を受けているとのことである。

##### イ 審議時間について

諮問実施機関が県立中学校教科書採択に関する教育委員会は審議時間が非常に長い会議であったと説明しているため、当審査会が確認したところ、平成14年度では、11月11日の会議が11時間50分（休憩時間含む。以下同じ）、同月18日の会議が3時間37分、同月27日の会議が3時間41分であ



った。また、平成17年度では、8月2日の会議が6時間42分、同月9日の会議が9時間55分、同月22日の会議が7時間40分、同月31日の会議が4時間30分であった。

#### ウ その他

なお、平成17年度の県立中学校教科書採択に関する教育委員会等の録音記録は、9月13日の臨時教育委員会で録音するために必要なICレコーダーのメモリの容量を確保するために、会議録案が作成できた時点で消去したとのことである。

また、平成17年度には、県立中学校教科書採択以外の議題を扱った教育委員会が他に平成17年8月10日（所要時間1時間40分）に開催されていることがわかっている。

#### (3) 本件対象公文書について

本件対象公文書は「平成14年度、17年度の県立中学校教科書採択に関する教育委員会の録音テープ」である。なお、録音テープは、正しくはICレコーダーによる録音記録である。

諮問実施機関は、この録音記録は条例第2条第2項でいう公文書に該当しないものであり消去しても差し支えない旨を主張し、一方、審査請求人は当該録音記録は公文書に該当するものであり、消去すべきものではなかった旨を主張している。そこで、以下、公文書該当性について検討する。

#### (4) 録音記録の公文書該当性について

条例第2条第2項において、「公文書」とは、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）ならびに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義されている。本件公開請求に係る録音記録の公文書該当性は、この条例上の公文書の定義に該当するかどうかによって判断する必要がある。

##### ア 「実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録」に該当するか否かについて

まず、本件公開請求に係る録音記録が「実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録」に該当するかどうかであるが、教育委員会会議規則で教育委員会事務局の職員が教育委員会の会議録を作成することが規定され、本件公開請求に係る録音記録が当該担当職員の会議録案作成のために録音されたものであると認められることからすれば、本件公開請求に係る録音記録は教育委員会事務局の職員の職務遂行によって作成されたものと言え、条例第2条第2項でいう「実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録」に該当するものと言える。

##### イ 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するか否かについて

次に、本件公開請求に係る録音記録が「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当するかどうかであるが、条例第2条第2項でいう「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、当該公文書がその作成または取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用、保存されている状態のものを意味するもので、このうち作成した文書については、組織的な内部検討に付された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保有されているものをいうと解されているところである。なお、ここでいう「当該組織において利用可能な状態で保有されているもの」とは、具体的には実施機関が定める文書管理規程等の規定に基づき保管または保存しているものを指すと

されているところである。また、作成した文書が電磁的記録である場合は、職員が起案文書や資料等の文書を作成するために補助的に作成した電磁的記録で、当該職員の判断により、随時、変更、消去または廃棄等が可能なものは組織においての共用の実態があるとはいえず、公文書には該当しないと解されているところである。

諮問実施機関は、本件公開請求に係る録音記録は、教育委員会の会議録案を作成するための備忘録として担当者個人が所有するＩＣレコーダーで録音したものであることや、教育委員会の会議録案が紙文書の形式で作成された時点で利用目的を達したものとして消去したものであることなどから、担当者によって一時的に利用、保存されていたという実態があり、本件公開請求に係る録音記録は実施機関において組織的に共用されていたものではなかったとする旨の説明をしている。

そこで、この諮問実施機関の説明が合理的であるかどうかを検討する。

まず、会議における録音記録の組織共用性は一般的に否定されるというものではない。むしろ本件の場合、課長等は、県立中学校教科書採択に関する教育委員会の審議時間や会議録の形式等からすると録音しなければ会議録の作成が極めて困難であったことを容易に推測できたはずで、録音されていることやその内容について認知し、必要があればいつでも録音記録を聴取し得る状態にあった可能性があり、そうしたことからすると諮問実施機関の説明にかかわらず本件公開請求に係る録音記録そのものが組織的に共用されていたとみなせる可能性もある。

しかし、反面、教育委員会の会議録は、その形式や内容、録音については教育委員会会議規則でも特段の規定がなく必ずしも一言一句記載した会議録が要求されておらず、会議によってはメモ等により作成することが可能なものもあり、録音してこれを保存しなければならないとはされていないことなどからすると、諮問実施機関が説明するような実態があり得ないとは言えない。実際、実施機関は、滋賀県教育委員会事務処理規程に基づく保管または保存をしておらず、また、本件公開請求に係る録音記録が組織的に共用されていたと判断するに足るその他の具体的な事実や根拠もない。

こうしたことを総合的に勘案すると、本件公開請求に係る録音記録については、職員個人の判断で随時消去等が可能な職員個人段階のものであって、組織としての共用文書の実質を備えた状態にはなく、実施機関において業務上必要なものとして利用、保存されていたものではなかったと判断せざるを得ない。

以上のことから本件公開請求に係る録音記録は、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは認められず、公文書に該当しないと判断するものである。

#### (5) 録音記録の存否に係る諮問実施機関の説明の合理性について

諮問実施機関は、使用されたＩＣレコーダーが録音記録をパーソナルコンピュータへダウンロードできるものであったにもかかわらず、録音記録はＩＣレコーダーから直接聴取し、パーソナルコンピュータにダウンロードして聴取するという使い方をしておらず、また、通常、誤操作等によって録音記録が消失することを恐れて記憶媒体等にも保存するのが自然と考えられるが、そのようにはしておらず、他にどこにも存在していないと説明している。

また、会議録が承認され、録音記録が用を達した後に消去するならともかく、諮問実施機関は「会議録案」が作成された段階で消去したと説明している。

さらに平成17年度の録音記録について、諮問実施機関は、9月13日開催の臨時教育委員会まで

に会議録案を作成しており、次に録音するのに必要な容量を確保するため、その時点で不要になった録音記録を消去した旨を説明している。しかしながら、前述したように県立中学校教科書採択に関する教育委員会等の審議時間から勘案すると、9月13日の臨時教育委員会は午後3時開始の所要時間50分の会議であり、これを録音するために容量を確保するとしても、約18時間程度録音できるICレコーダーであればいくつかの会議の録音記録は残すことは可能で、ICレコーダー内の全ての録音記録を消去する必要は必ずしもなかったと考えられる。

このように、録音記録の消去等についての諮問実施機関の説明には一部不自然、不合理な点があることは否めないと当審査会も考えるところである。しかしながら、録音記録は職員個人段階のものであり、その用を達した後に既に担当者によって消去され、その消去後は他にどこにも存在していないとする諮問実施機関の主張を覆すような具体的な事実や根拠はなく、また、仮に存在するとしても前述したとおり本件公開請求に係る録音記録は公文書に該当しないとされた以上、その存否は、非公開とした決定が妥当であるとする当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の意見

当審査会は、本件諮問事案について次の事項を意見として本答申に付帯して提言する。

### (1) 担当者個人のICレコーダーで録音したことについて

諮問実施機関は県立中学校教科書採択に関する教育委員会で取り扱われた情報に高い秘匿性があることを理由に会議を非公開にしておきながら、担当者が備忘録として録音したものであり、その録音記録の管理は担当者個人に任されたものであるとし、また、ICレコーダーを組織的な管理にしている考えはないと説明している。しかしながら、個人の所有するICレコーダーで録音された場合、情報の持ち出しやそれに伴い漏洩等が発生する可能性もある。非公開とすべき情報であることの認識と情報管理に対する認識に乖離が見られ、諮問実施機関の説明には矛盾を感じざるを得ない。

情報管理の面から見て、録音記録については実施機関の共用備品の録音機器で管理するなど今後の運用については改めるよう検討されたい。

### (2) 会議録が承認される以前に録音記録を消去したことについて

諮問実施機関は会議録の承認以前に録音記録を消去しても差し支えないとしているが、録音記録が消去されていれば仮に委員より録音記録を再聴取のうえ議事録を訂正するよう求められたとしてもそれが不可能になってしまうなど正確な会議録を作成するという事務の目的を達成できなくなるおそれがある。会議録が承認され、録音記録が用を達した後に消去するならともかく、「会議録案」が作成されただけの段階で消去したとする諮問実施機関の説明には疑問を抱かざるを得ない。特に、本件公開請求があったのは会議録が承認される前でもあり、審査請求人が録音記録の消去について疑念を抱くのも無理からぬものと考えられる。

審査請求人に限らず広く県民から県の情報公開に対する姿勢に疑念を抱かれることがないように今後の運用について検討されたい。

### 3 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成18年3月15日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成18年4月17日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成18年5月31日	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成18年11月29日 (第142回審査会)	・ 諮問案件について、資料に基づき、事務局から説明を受けた。
平成18年12月26日 (第143回審査会)	・ 諮問実施機関から口頭説明を受けた。 ・ 審査請求人から意見を聴取した。
平成19年1月29日 (第144回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成19年2月28日 (第145回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。
平成19年3月26日 (第146回審査会)	・ 諮問案件の審議を行った。

**資料3 情報公開制度施行19年間の推移（昭和63年度～平成18年度）**

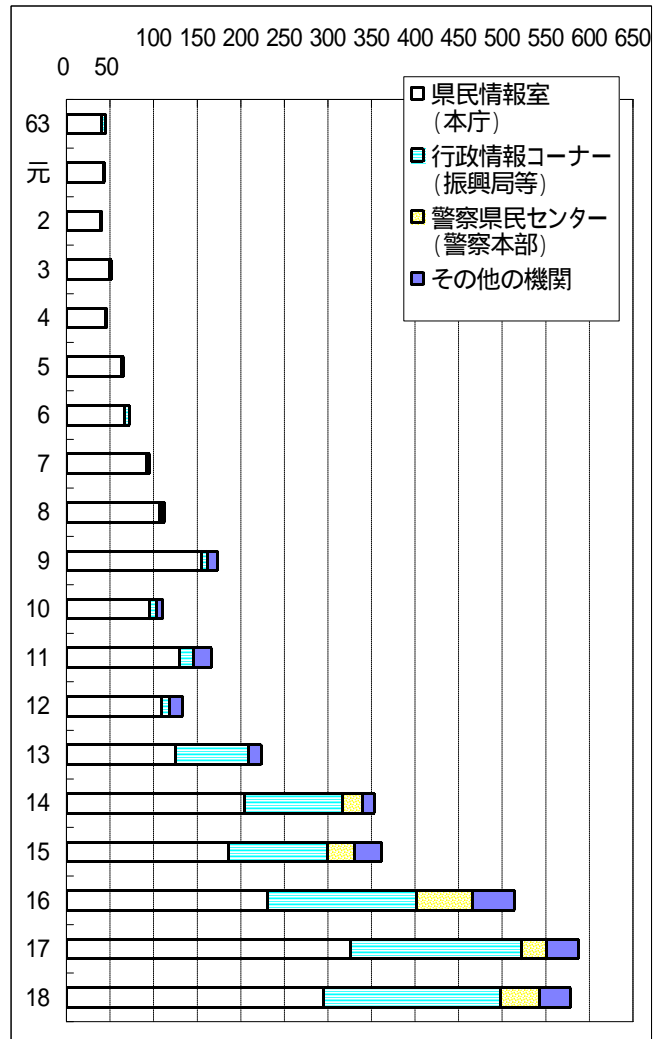
昭和63年度～平成12年度： 滋賀県公文書の公開等に関する条例

平成13年度～平成18年度： 滋賀県情報公開条例

1 公文書公開請求件数の状況（昭和63年度～平成18年度）

(件)

年度	県民情報室 (本庁)	行政情報コーナー (振興局等)	警察県民センター (警察本部)	その他の機関	合計
63	40	5			45
元	42	1			43
2	39	1			40
3	49	2			51
4	45	1			46
5	63	2			65
6	66	6			72
7	91	4			95
8	106	2		4	112
9	155	6		12	173
10	95	8		7	110
11	129	17		20	166
12	109	9		15	133
13	125	84		14	223
14	204	112	24	13	353
15	186	113	31	31	361
16	230	171	65	48	514
17	326	196	28	37	587
18	295	203	45	35	578
計	2,395	943	55	236	3,767



2 公文書公開請求の実施機関別内訳（昭和63年度～平成18年度）

実施機関	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
知事	45	42	39	48	46	64	69	80	98	146
政策調整部							1	8	2	12
総務部	33	31	29	25	27	9	9	17	18	21
県民文化生活部	1		9	5	8	20	31	24	19	39
琵琶湖環境部				2	1	2	4	4	6	17
健康福祉部	1	2	1	3	7	15	2	4	5	9
商工観光労働部	6	1						1	2	1
農政水産部	4	3		8	1	12	12	9	18	12
土木交通部		5		5	2	6	10	11	24	22
出納局								2	4	13
議会										
教育委員会		1		2			3	10	10	24
選挙管理委員会				1						
人事委員会			1							
監査委員						1		5	4	3
公安委員会										
警察本部長										
労働委員会										
収用委員会										
海区漁業調整委員会										1
内水面漁場管理委員会										
公営企業管理者										
合計	45	43	40	51	46	65	72	95	112	174

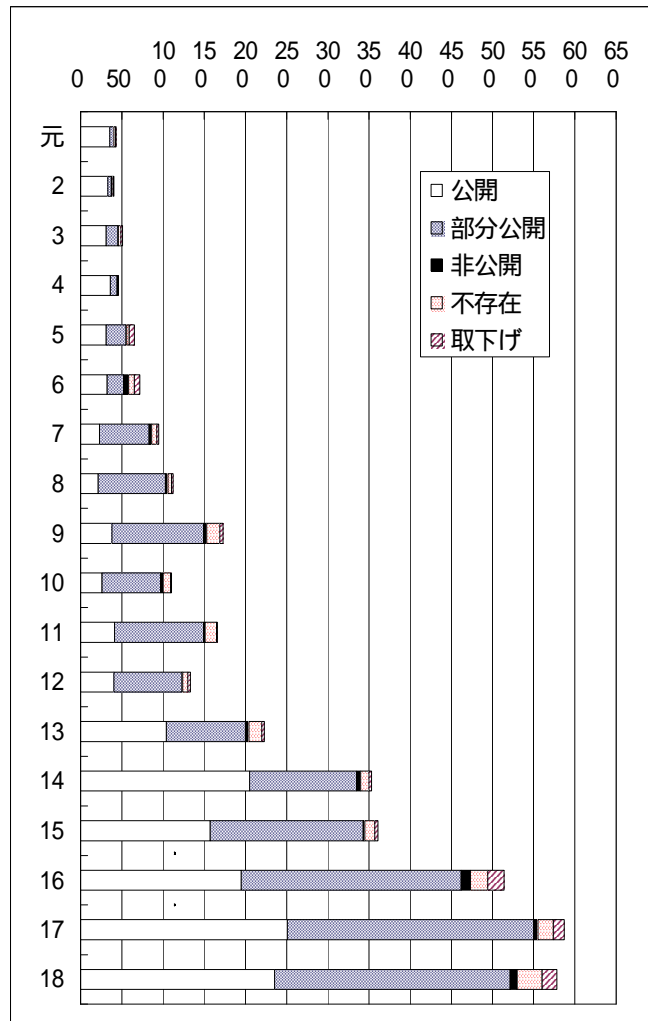
実施機関	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
知事	90	139	126	209	281	308	405	506	554	3,160
政策調整部	5	2	2	3	5	9	13	20	12	94
総務部	10	18	31	10	6	19	16	20	18	367
県民文化生活部	17	19	7	4	3	3	10	10	15	244
琵琶湖環境部	25	45	48	72	86	51	99	59	78	599
健康福祉部	4	4	9	57	87	37	64	96	70	477
商工観光労働部	1	1		3	2	2	1	3	5	29
農政水産部	7	11	4	9	18	19	23	27	14	211
土木交通部	11	34	22	50	74	166	178	271	342	1,233
出納局	10	5	3	1	0	2	1	0		41
議会		1	4	4	15	7	19	12	13	75
教育委員会	17	16	2	6	13	6	29	82	24	245
選挙管理委員会		2	2	7	20	16	7	19	18	92
人事委員会	1	2						2	1	7
監査委員	1				2	1		3	1	21
公安委員会								1	1	2
警察本部長					25	33	65	27	44	194
労働委員会		1						0		1
収用委員会	1							0		1
海区漁業調整委員会		2			1			0		4
内水面漁場管理委員会					1			0		1
公営企業管理者		3		1			3	4	2	13
病院事業管理者									6	6
県が設立した地方独立 行政法人									2	2
合計	110	166	134	227	358	371	528	656	666	3,959

注 1 件の請求で複数の部局にわたるものがあるので、合計数が公文書公開請求件数より多くなっている。  
 平成14年度までの政策調整部の件数は、直属であったときの件数、平成14年度までの県民文化生活部の件数は、企画県民部のものである。各部局別内訳は、各部関係の出先機関分を含んだもの。

### 3 公文書公開請求の決定状況（昭和63年度～平成18年度）

（件）

年度	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	件数
63	33	4	2		6	45
元	35	5		2	1	43
2	33	4	2		1	40
3	31	14	1	3	2	51
4	36	8		1	1	46
5	31	24	1	3	6	65
6	32	20	6	7	7	72
7	23	60	3	6	3	95
8	21	82	3	4	2	112
9	38	111	4	16	4	173
10	26	71	3	9	1	110
11	41	108	2	14	1	166
12	40	83	1	6	3	133
13	104	96	4	16	3	223
14	205	130	5	10	3	353
15	157	186	2	12	4	361
16	195	267	11	21	20	514
17	251	299	5	19	13	587
18	235	286	9	30	18	578
計	1,567	1,858	64	179	99	3,767



#### 4 非公開決定等の理由別内訳（昭和63年度～平成18年度）

非公開理由	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
個人情報 (条例第6条第1号)	3 42.9%	5 38.5%	2 14.3%	12 35.3%	7 36.8%	15 31.9%	16 37.2%	38 40.0%	71 39.2%	82 29.5%	59 36.0%	88 46.1%
法人情報 (条例第6条第2号)	2 28.6%	4 30.8%	0.0%	12 35.3%	3 15.8%	9 19.1%	10 23.3%	17 17.9%	38 21.0%	65 23.4%	43 26.2%	34 17.8%
公共安全情報 (条例第6条第3号)	1 14.3%	3 23.1%	0.0%	9 26.5%	2 10.5%	11 23.4%	5 11.6%	18 18.9%	35 19.3%	72 25.9%	39 23.8%	53 27.7%
法令秘情報 (条例第6条第4号)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1 0.4%	0.0%	0.0%
機関委任事務情報 (条例第6条第5号)	0.0%	0.0%	0.0%	1 2.9%	1 5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1 0.4%	0.0%	0.0%
意思形成過程情報 (条例第6条第6号)	0.0%	0.0%	4 28.6%	0.0%	1 5.3%	6 12.8%	4 9.3%	6 6.3%	7 3.9%	11 4.0%	6 3.7%	1 0.5%
行政運営情報 (条例第6条第7号)	1 14.3%	1 7.7%	4 28.6%	0.0%	2 10.5%	6 12.8%	8 18.6%	14 14.7%	29 16.0%	43 15.5%	15 9.1%	14 7.3%
国等協力関係情報 (条例第6条第8号)	0.0%	0.0%	4 28.6%	0.0%	3 15.8%	0.0%	0.0%	2 2.1%	1 0.6%	3 1.1%	2 1.2%	1 0.5%
合 計	7 100%	13 100%	14 100%	34 100%	19 100%	47 100%	43 100%	95 100%	181 100%	278 100%	164 100%	191 100%

非公開理由	12年度	合計
個人情報 (条例第6条第1号)	67 42.1%	465 37.3%
法人情報 (条例第6条第2号)	44 27.7%	281 22.6%
公共安全情報 (条例第6条第3号)	38 23.9%	286 23.0%
法令秘情報 (条例第6条第4号)	1 0.6%	2 0.2%
機関委任事務情報 (条例第6条第5号)	- -	3 0.2%
意思形成過程情報 (条例第6条第6号)	3 1.9%	49 3.9%
行政運営情報 (条例第6条第7号)	5 3.1%	142 11.4%
国等協力関係情報 (条例第6条第8号)	1 0.6%	17 1.4%
合 計	159 100%	1,245 100%

非 公 開 理 由	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
個人に関する情報 (条例第6条第1号)	83 56.1%	86 52.4%	141 56.9%	195 53.1%	217 45.4%	284 57.8%	1,006 53.1%
法人等に関する情報 (条例第6条第2号)	55 37.2%	45 27.4%	64 25.8%	101 27.5%	142 29.7%	151 30.8%	558 29.4%
公共の安全等に関する情報 (条例第6条第3号)	0.0%	8 4.9%	9 3.6%	25 6.8%	10 2.1%	13 2.6%	65 3.4%
法令秘に関する情報 (条例第6条第4号)	1 0.7%	1 0.6%	0 0.0%	1 0.3%	4 0.8%	1 0.2%	8 0.4%
審議、検討等に関する情報 (条例第6条第5号)	1 0.7%	1 0.6%	5 2.0%	4 1.1%	2 0.4%	1 0.2%	14 0.7%
事務または事業に関する情報 (条例第6条第6号)	8 5.4%	23 14.0%	29 11.7%	41 11.2%	103 21.5%	41 8.4%	245 12.9%
合 計	148 100%	164 100%	248 100%	367 100%	478 100%	491 100%	1,896 100%

注1 平成12年度までは、滋賀県公文書の公開等に関する条例に基づく非公開理由となります。また、平成12年度については、同条例の一部改正により機関委任事務情報（条例第6条第5号）が削除され、条例第6条第6号から第8号までの号数が一つずつ繰り上がっています。

2 1件で非公開理由が複数あるものがあるため、非公開理由の適用数の合計は、部分公開・非公開決定件数を上回っています。



5 不服申立て、情報公開審査会の審査および実施機関の処理の状況（昭和63年度～平成18年度）

年度	不服申立ての状況					情報公開審査会										実施機関の処理					
	不服申 立て係 属件数	内訳		諮問前 取下げ	未諮問	諮問 係属 件数	内訳		諮問の 取下げ	答申 件数	内訳				審議中	決定 ・ 裁決	内訳				未処理 (答申後)
		前年度 からの 繰越件数	当年度中 申立て 件数				前年度 からの 繰越件数	当年度中 諮問件数			原処分 妥当	一部 取消し	取消し	却下			認容	一部 認容	棄却	却下	
63年度	2	-	2			2	-	2	2		2				2		2				
元年度																					
2年度	1		1			1		1	1	1					1			1			
3年度	1		1			1		1	1		1				1		1				
4年度																					
5年度	2		2			2		2	1 (2)	1 (2)					2			2			
6年度	3		3		1	2		2	1	1				1	1			1			
7年度	3	2	1			2	1	1	2	1	1				2 <1>			2 <1>			1
8年度	6	1	5			4		4	1	2	1		1	1	3 <1>		1	1 <1>	1		1
9年度	4	2	2			3	1	2	1		1			2	1			1			1
10年度	5	3	2			4	2	2	2		2			2	1			1			2
11年度	6	4	2			4	2	2	2	1		1		1	3	1	2				
12年度	3	1	2			3	1	2	2		1		1	1	2		1			1	
13年度	5	1	4		1	4	1	3	1		1			3	1		1				
14年度	10	4	6	2	1	7	3	4	1	4		1	2	1	2		1			1	2
15年度	5	5		1		2	2		2	1	1				2	2					2
16年度	6		6			6		6						6	2		1	1			
17年度	18	6	12	2	5	11	6	5	4	1	3				4		2	2			
18年度	15	12	3	1		11	7	4	6	2		4		5	7 <3>	7 <3>					2
計	-	-	54	6	-	-	-	43	4	33 (34)	9 (10)	14	7	3	-	37 <5>	10 <3>	12	12 <2>	3	-

注 ( )内の件数は、処理された事案数を表したもの（併合審理により答申1件で複数の諮問事案が処理されたものがあるため）、< >内の件数は、実施機関が審査会に諮問せずに決定した件数で内数を表したものである。

6 情報公開審査会の諮問案件の内容および処理状況（昭和63年度～平成18年度）

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
1	昭和63年2月12日付け滋賀県指令八農第5163号（農地転用不許可処分）につき知事が参考にした農業委員会の「O氏関係農舎経緯書」	知事	異議申立て S63. 6.27	答申第1号 一部取消し H元. 2.15	一部認容 H元. 3. 8
		非公開 S63. 6.20	諮問 S63. 6.30	開催回数 5回 処理日数 231日	
2	昭和62年1月1日から同年12月31日までの間に能登川町農業委員会が県知事に進達した農地法第4条または第5条の許可申請書及びその添付書類たる意見書	知事	異議申立て S63. 7. 6	答申第2号 一部取消し H元. 2.15	一部認容 H元. 3. 8
		非公開 S63. 6.30	諮問 H元. 2.15	開催回数 5回 処理日数 225日	
3	第6次空港整備五箇年計画に関する運輸省のヒアリングのために県が作成し、提出した「空港計画平面図」	知事	異議申立て H 2. 7.27	答申第3号 原処分妥当 H 2.12.26	棄却 H 3. 1.21
		非公開 H 2. 7.20	諮問 H 2. 8. 2	開催回数 4回 処理日数 147日	
4	平成2年6月15日より開始された第6次空港整備五箇年計画に対する県提出のヒアリング資料の内「びわこ空港計画平面図」	知事	異議申立て H 3. 5. 7	答申第4号 一部取消し H 4. 2.21	一部認容 H 4. 3.19
		非公開 H 3. 3. 6	諮問 H 3. 5.27	開催回数 6回 処理日数 271日	
5	集落整備構想(日野・蒲生)平成4年度分補助金報告書	知事	異議申立て H 5. 8.13	答申第5号 (諮問第6号と併合審査) 原処分妥当 H 6. 3.11	棄却 H 6. 3.31
		部分公開 H 5. 6.15	諮問 H 5. 8.26	開催回数 6回 処理日数 198日	
6	「92年4月から93年3月までに県と町および集落との覚書・確認書等の交換した文書のすべて」および「農村下水道整備補助金(蒲生町の地元名および空港関連受益者負担金に関する文書・明細・確認書等)」	知事	異議申立て H 5. 8.24	答申第5号 (諮問第5号と併合審査) 原処分妥当 H 6. 3.11	棄却 H 6. 3.31
		部分公開 H 5. 6.24	諮問 H 5. 8.26	開催回数 6回 処理日数 198日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
7	滋賀県公文書公開審査会議事録（第24回～第29回）	知事	異議申立て H 6. 6.10	答申第6号 原処分妥当 H 6. 3.11	棄却 H 6.12.20
		非公開 H 6. 4.25	諮問 H 6. 6.16	開催回数 4回 処理日数 173日	
8	空港整備事務所の折衝費の明細・領収書等（平成5年度）	知事	異議申立て H 6. 7. 1	答申第7号 原処分妥当 H 7. 5.10	棄却 H 7. 5.31
		非公開 H 6. 5.30	諮問 H 6. 7.11	開催回数 7回 処理日数 303日	
9	空港基本計画関連資料（運輸省資料）	知事	異議申立て H 7. 5.29	答申第8号 一部取消し H 8. 3.29	一部認容 H 8. 5.29
		部分公開 H 7. 5.15	諮問 H 7. 6.16	開催回数 9回 処理日数 287日	
10	（仮称）びわ湖ホール開設準備担当滋賀県顧問の報酬支給明細書（平成7年4月以降）	教育委員会	異議申立て H 8. 5. 2	答申第9号 却下 H 8.11.21	却下 H 8.11.29
		非公開 H 8. 3. 6	諮問 H 8. 6. 4	開催回数 4回 処理日数 178日	
11	水稻航空防除実施地図1/10,000（平成3年～7年度分）	知事	異議申立て H 8. 6.24	答申第10号 原処分妥当 H 9. 3.31	棄却 H 9. 4.17
		不存在通知 H 8. 6.12	諮問 H 8. 8.22	開催回数 5回 処理日数 222日	
12	平成7年度道路課の食糧費の支出に関する書類	知事	異議申立て H 8. 8. 6 取下げ H 8.10.18	-	-
		部分公開 H 8. 6.27	諮問 H 2. 8.28 取下げ H 8.10.30	-	
13	県警総務課の平成7年度の旅費・懇談会費の支出に係る支出負担行為兼支出命令決議書	知事	異議申立て H 8.11.15	答申第11号 一部取消し H10. 3.31	棄却 H10. 5.25
		非公開 H 8.10.29	諮問 H 8.12. 3	開催回数 12回 処理日数 484日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
14	平成8年度の知事交際費の支出書類	知事	異議申立て H 9. 8.11	答申第12号 一部取消し H11. 3.30	一部認容 H11. 4.16
		部分公開 H 9. 6.17	諮問 H 9. 8.27	開催回数 14回 処理日数 580日	
15	「平成8年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果(文部省からの調査依頼文・県から市町村教育委員会への調査依頼文・各市町村教育委員会別の調査集計を含む)」の部分公開決定処分のうち「登校拒否」の部分公開に係る部分	教育委員会	異議申立て H10. 3.16	答申第13号 一部取消し H11. 3.30	一部認容 H11. 4.23
		部分公開 H10. 1.20	諮問 H10. 3.27	開催回数 8回 処理日数 368日	
16	平成9年度及び10年度分直近の警察本部の需用費にかかる支出負担行為兼支出命令決議書、支出命令決議書精算書・確認書、戻入決議書(兼精算書・確認書)、更正決議書(支出更生)	知事	異議申立て H11. 1.21	答申第15号 一部取消し H12. 8.11	一部認容 H12.10. 3
		部分公開 H10.11.20	諮問 H11. 1.29	開催回数 11回 処理日数 559日	
17	(株)に係るダイオキシン類煙道排ガス調査結果	知事	異議申立て H11. 1. 5	答申第14号 取消し H11.10.15	認容 H11.12.17
		非公開 H10.11.19	諮問 H11. 2. 1	開催回数 9回 処理日数 257日	
18	平成10年度滋賀県職員上級試験(経験者採用)の試験結果及び順位	人事委員会	異議申立て 補正 H11. 5.31 (当初 H11. 4. 9) 取下げ H12. 1. 9	-	-
		非公開 H11. 3. 5	諮問 H11. 7.23 取下げ H12. 1.20	-	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
19	平成10年度滋賀県職員上級試験(経験者採用)の採点項目及びその結果(各試験の中の詳細項目)	人事委員会	異議申立て H11. 6.18 取下げ H12. 1. 9	-	-
		非公開 H11. 5.31	諮問 H11. 7.23 取下げ H12. 1.20	-	
20	平成12年9月に行われた県立大学学長選挙の予備選挙・本選挙における投票録・開票録・有権者名簿	知事	異議申立て H12.11.27	答申第17号 一部取消し H14. 2.13	一部認容 H14. 3. 5
		非公開 H12.11.13	諮問 H12.12.11	開催回数 9回 処理日数 429日	
21	滋賀県原子力防災懇話会(第1回～第4回)の録音記録	知事	異議申立て H12.10.20	答申第16号 却下 H13. 3.16	却下 H13. 3.29
		却下 H12. 8.21	諮問 H12.12.27	開催回数 2回 処理日数 78日	
22	「要介護認定における一次判定用ソフトウェア(通信機能に係る部分を除く)」	知事	異議申立て H13. 8.28 取下げ H14. 6.11	-	-
		非公開 H13. 7.25	諮問 H13. 9.20 取下げ H14.6.18	-	
23	「大津市 町 申請官民境界申請場所(申請場所の分る書類)平成 年 月 日申請、同年 月 日大津土木 職員現地立会箇所」	知事	異議申立て H13. 6. 4	答申第18号 却下 H14. 9.26	却下 H14.11.21
		一部公開 H13. 5.25	諮問 H13. 9.27	開催回数 8回 処理日数 365日	
24	「 処分場にかかる県調査委員会の議事録又はテープ」	知事	異議申立て H14. 3. 4	答申第19号 一部取消し H14.12. 6	一部認容 H15. 3.28
		非公開 H14. 2.22	諮問 H14. 3.11	開催回数 6回 処理日数 271日	
25	「栗原地先の県の取得した土地にかかる取得に際する書類一式(鑑定書、売買契約書等)」	知事	異議申立て H14. 6.28	答申第20号 取消し H14.12. 6	認容 H15.4.15
		一部公開 H14. 5.31 (H14. 4.23)	諮問 H14. 7.23	開催回数 4回 処理日数 137日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
26	「施設整備計画H12.12の欄の施設整備計画図面一切栗原地先の用地取得(18ha)に係る請求書および支払日がわかる書類一切」	知事	異議申立て H14. 7. 29	答申第21号 取消し H14.12. 6	認容 H15.4.15
		一部公開 H14. 6.20	諮問 H14. 8.29	開催回数 3回 処理日数 100日	
27	「平成15年度(2003年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る文書」	教育委員会	審査請求 H14.12.27	答申第22号 一部取消し H16. 3.26	一部認容 H16.6.30
		一部公開 H14.11.20	諮問 H15. 2. 7	開催回数10回 処理日数413日	
28	「平成15年度(2003年度)滋賀県公立学校教員採用選考試験の選考基準等」	教育委員会	審査請求 H14.12.27	答申第23号 原処分妥当 H16. 3.26	棄却 H16.6.30
		一部公開 H14.11.20	諮問 H15. 2. 7	開催回数10回 処理日数413日	
29	「警察署捜査費関係文書」	警察本部長	審査請求 H16. 4.20	答申第24号 一部取消 H17.6.2	棄却 H17.7.7
		一部公開 H16. 3.29	諮問 H16. 5.31	開催回数7回 処理日数220日	
30	「県立高等学校校長通勤届等関係文書」	教育委員会	審査請求 H16. 9.22	答申第25号 原処分妥当 H17.9.26	棄却 H17.10.12
		非公開 H16. 8. 4	諮問 H16.10.18	開催回数6回 処理日数367日	
31	「産廃処理状況報告リスト関係文書」	知事	異議申立て H16.10.20	答申第26号 一部取消 H18.3.6	一部認容 H18.4.4
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11. 1	開催回数8回 処理日数490日	
32	「意見交換会録音テープ」	知事	異議申立て H16.10.20	答申第27号 一部取消 H18.3.6	一部認容 H18.3.24
		一部公開 H16.10.18	諮問 H16.11. 1	開催回数9回 処理日数490日	

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
33	「県立中学校出願者数総括 表関係文書」	教育委員会	審査請求 H17.2.17	答申第28号 一部取消 H18.8.18	認容 H18.8.22
		一部公開 H17.2.14	諮問 H17.3.22	開催回数6回 処理日数514日	
34	「県立中学校入試可否判定 資料関係文書」	教育委員会	審査請求 H17.2.17	答申第29号 一部取消 H18.8.18	認容 H18.8.22
		一部公開 H17.2.14	諮問 H17.3.22	開催回数7回 処理日数514日	
35	「低入札価格調査審査委員 会の議事録関係文書」	知事	異議申立て H17.7.8	答申第30号 取消 H18.12.25	認容 H19.1.22
		一部公開 H17.7.1	諮問 H17.9.16	開催回数4回 処理日数465日	
36	「道路台帳整備委託関係文 書」	知事	異議申立て H17.9.2	答申第31号 一部取消 H18.12.25	認容 H19.2.23
		一部公開 H17.7.6	諮問 H17.12.12	開催回数5回 処理日数378日	
37	「発言者氏名がわかる教育 委員会会議録」	教育委員会	審査請求 H17.10.25	答申第32号 原処分妥当 H19.3.30	棄却 H19.4.10
		非公開 H17.10.17	諮問 H18.3.15	開催回数5回 処理日数380日	
38	「県立中学校教科書採択に 関する教育委員会の録音記 録」	教育委員会	審査請求 H17.11.30	答申第33号 原処分妥当 H19.3.30	棄却 H19.4.10
		一部公開 H17.10.5	諮問 H18.3.15	開催回数5回 処理日数380日	
39	「発達障害者調査報告関係 文書」	知事	異議申立て H18.2.7	審議中	
		公開 H18.2.1	諮問 H18.3.13		
40	「社会福祉法人認可申請書 類、知的障害者福祉施設事 故報告書関係文書」	知事	異議申立て H18.2.8	審議中	
		一部公開 H18.2.3	諮問 H18.4.6		

諮問 番号	諮問案件の内容	実施機関	不服申立て	審査会審議状況	決定・裁決
		決定内容	諮問	審査会開催状況	
41	「病院における死亡事故報告書関係」	知事	異議申立て H18.3.10	審議中	
		一部公開 H18.3.1	諮問 H18.4.20		
42	「知的障害者雇用計画、知的障害者採用試験問題関係」	知事	異議申立て H18.2.1	審議中	
		一部公開 H18.1.27	諮問 H18.7.3		
43	「職員処分に関する文書関係」	知事	異議申立て H18.2.27	審議中	
		一部公開 H18.2.23	諮問 H18.7.3		

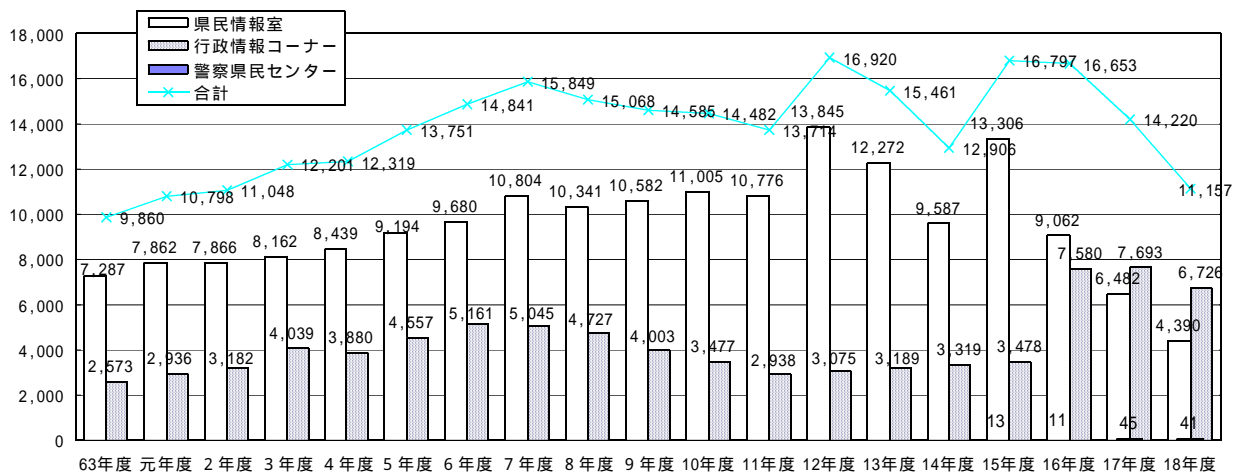


## 7 県民情報室および行政情報コーナーの利用状況（昭和63年度～平成18年度）

### 【利用者数】

	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
県民情報室	7,287	7,862	7,866	8,162	8,439	9,194	9,680	10,804	10,341	10,582
行政情報コーナー	2,573	2,936	3,182	4,039	3,880	4,557	5,161	5,045	4,727	4,003
警察県民センター										
計	9,860	10,798	11,048	12,201	12,319	13,751	14,841	15,849	15,068	14,585
(日平均)	(37)	(41)	(43)	(47)	(49)	(57)	(61)	(65)	(62)	(60)

10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
11,005	10,776	13,845	12,272	9,587	13,306	9,062	6,482	4,390	180,942
3,477	2,938	3,075	3,189	3,319	3,478	7,580	7,693	6,726	81,578
					13	11	45	41	110
14,482	13,714	16,920	15,461	12,906	16,797	16,653	14,220	11,157	262,630
(59)	(56)	(69)	(62)	(53)	(73)	(69)	(58)	(46)	

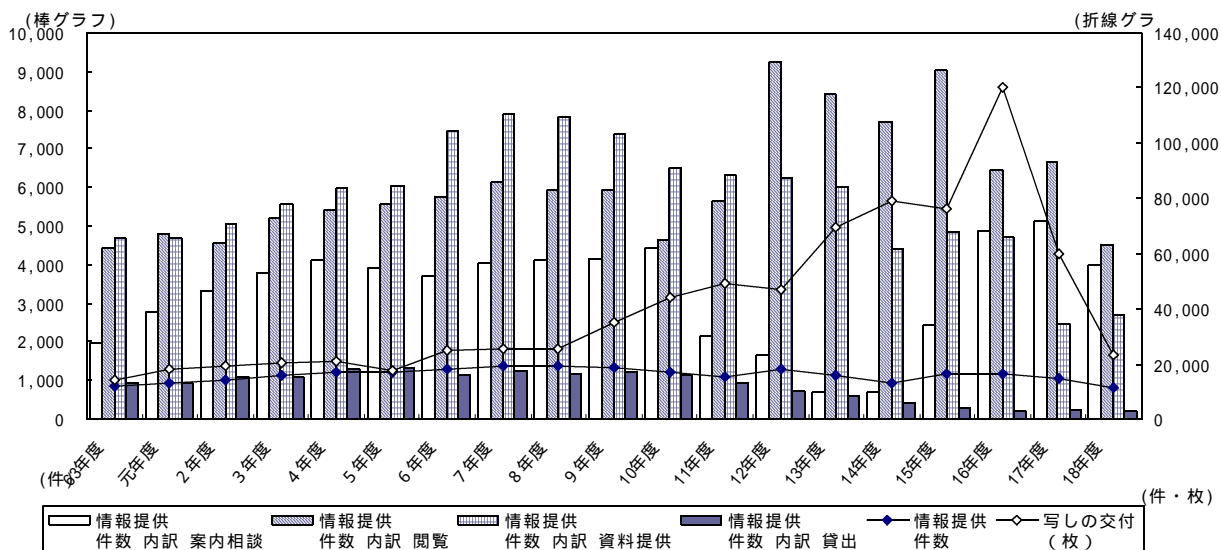


## 8 情報提供の状況（昭和63年度～平成18年度）

情報提供窓口である県民情報室および行政情報コーナー、警察県民センターでの情報提供の状況です。表12 情報提供の状況

	情報提供 件数	内 訳				写しの交付 (枚)
		案内相談	閲覧	資料提供	貸出	
昭和63年度	12,012	1,980	4,429	4,676	927	13,858
平成元年度	13,150	2,785	4,783	4,659	923	18,082
平成2年度	14,010	3,321	4,564	5,041	1,084	19,393
平成3年度	15,642	3,794	5,194	5,584	1,070	20,344
平成4年度	16,795	4,129	5,419	5,968	1,279	21,109
平成5年度	16,875	3,894	5,579	6,064	1,338	17,376
平成6年度	18,070	3,713	5,752	7,464	1,141	25,034
平成7年度	19,300	4,015	6,143	7,890	1,252	25,514
平成8年度	19,027	4,105	5,930	7,828	1,164	25,281
平成9年度	18,662	4,143	5,930	7,362	1,227	35,054
平成10年度	16,699	4,450	4,650	6,477	1,122	44,140
平成11年度	15,059	2,151	5,660	6,328	920	49,176
平成12年度	17,856	1,637	9,216	6,269	734	46,919
平成13年度	15,729	687	8,425	5,996	621	69,640
平成14年度	13,181	690	7,692	4,399	400	79,246
平成15年度	16,567	2,408	9,022	4,850	287	75,948
平成16年度	16,253	4,898	6,458	4,700	197	120,276
平成17年度	14,431	5,116	6,649	2,444	222	60,010
平成18年度	11,365	3,982	4,502	2,699	182	23,356
計	300,683	61,898	115,997	106,698	16,090	789,756

注) 各所属での直接の情報提供は含まれていません。



## 滋賀県情報公開条例

平成12年10月11日

滋賀県条例第113号

改正 平成13年3月28日条例第10号

平成14年10月22日条例第45号

平成15年3月20日条例第18号

平成16年8月10日条例第30号

平成16年12月28日条例第44号

平成16年12月28日条例第46号

平成17年7月15日条例第43号

平成17年7月27日条例第121号

平成18年3月30日条例第11号

平成19年6月28日条例第34号

### 前文

私たち滋賀県民は、これまで琵琶湖の環境保全や歴史と風土を生かした個性あるまちづくりに手をたずさえながら取り組む中で、県民と行政との相互の理解と協働の大切さを学んできた。

今、地方分権の新たな時代を迎え、個性輝く滋賀の未来を自らの責任において主体的、かつ、創造的に切り開いていくため、こうした貴重な経験を生かし、県民と県との協働を基調とした県政を確立していくことが求められている。

県民が、県政について十分理解し、判断し、積極的に参画することは、県の保有する情報の共有によってこそ進展するものである。

地方分権による真の自治を確立するためにも、県民と県の相互の信頼関係をより確かなものにし、県民主役の県政を進めていく必要があり、そのためにますます情報公開の重要性が高まってきている。

そもそも県の保有する情報は、県民の共有財産である。したがって、県の保有する情報は公開が原則であり、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負う。

ただし、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益が侵害されることはあってはならない。

このような認識に立って、この条例を制定し、21世紀を迎えるに当たり、県民と県が力を合わせ、真の地方自治の構築に向かって踏み出すものである。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進するためには、県民の知る権利を尊重し、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって県民と県との協働による県政の進展に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、

監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者および病院事業管理者ならびに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)ならびに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 公報、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 滋賀県立近代美術館、滋賀県立琵琶湖博物館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

( 解釈および運用 )

第 3 条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な保存と迅速な検索に資するため、公文書の管理体制の確立に努めるものとする。

## 第 2 章 公文書の公開

( 公文書の公開請求権 )

第 4 条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

( 公文書の公開の請求の方法 )

第 5 条 公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 氏名または名称および住所または事務所の所在地ならびに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 公開請求をしようとする公文書の名称その他の当該公文書を特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

( 公文書の公開義務 )

第 6 条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識

別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報

(5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関または国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等または他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ  
オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業または独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に明らかに有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条第4号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨および公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、および公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定のうち一部を公開する旨の決定または前項の決定をしたときは、前2項に規定する書面に公開請求に係る公文書の一部または全部を公開しない理由を併せて記載しなければならない。この場合において、実施機関は、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条第1項または第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、

前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨およびその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

( 事案の移送 )

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において公開決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

( 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 )

第14条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等および他の地方公共団体および地方独立行政法人ならびに公開請求者以外の者（以下この条、第20条および第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イまたは同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨およびその理由ならびに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

( 公文書の公開の実施 )

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対して公文書の公開をしなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画または写真については閲覧または写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると

認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

第 16 条 公開請求に係る公文書(前条第 2 項ただし書の写しを含む。)の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(利用者の責務)

第 17 条 公開請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(他の制度等との調整)

第 18 条 この章の規定は、法令または他の条例の規定により何人にも閲覧もしくは縦覧または謄本、抄本その他の写しの交付が認められている公文書にあっては、当該法令または他の条例に定める方法(公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)と同一の方法による公文書の公開については、適用しない。ただし、当該法令または他の条例の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 この章の規定は、前項に規定するもののほか、滋賀県立図書館、滋賀県立近代美術館その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において一般の利用に供することを目的としている公文書の公開については、適用しない。

(情報通信の技術の利用)

第 18 条の 2 議会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、公開請求を滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成 16 年滋賀県条例第 30 号)第 3 条の規定の例により行わせることができる。

2 議会は、第 10 条第 1 項、同条第 2 項、第 11 条第 2 項、第 12 条および第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定による通知を滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例第 4 条の規定の例により行うことができる。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第 18 条の 3 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等または当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による異議申立てをすることができる。

### 第 3 章 不服申立て

(審査会への諮問等)

第 19 条 公開決定等について行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定または裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに滋賀県情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定または裁決で、不服申立てに係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号および第 21 条において同じ。)を取り消し、または変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定または裁決をしなければならない。



( 諮問をした旨の通知 )

第 20 条 前条第 1 項の規定により諮問をした実施機関 ( 以下「 諮問実施機関」という。 ) は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人および参加人
- (2) 公開請求者 ( 公開請求者が不服申立人または参加人である場合を除く。 )
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者 ( 当該第三者が不服申立人または参加人である場合を除く。 )

( 第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続 )

第 21 条 第 14 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定または裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、または棄却する決定または裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定または裁決 ( 第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。 )

( 滋賀県情報公開審査会 )

第 22 条 第 19 条第 1 項の規定による諮問に応じて調査審議を行うため、滋賀県情報公開審査会 ( 以下「 審査会」という。 ) を置く。

- 2 審査会は、委員 7 人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査会は、第 1 項の調査審議を行うほか、情報公開に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。

( 審査会の調査権限 )

第 23 条 審査会は、前条第 1 項の調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第 1 項および前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人または諮問実施機関 ( 以下「 不服申立人等」という。 ) に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

( 意見の陳述 )

第 24 条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の場合においては、不服申立人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 25 条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第 26 条 審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、不服申立人等に対し、審査会に提出された意見書または資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

(調査審議手続の非公開)

第 27 条 審査会の行う第 22 条第 1 項の調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 28 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審査会の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 4 章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第 30 条 実施機関は、第 2 章に定める公文書の公開のほか、県政または県が設立した地方独立法人が行う事業(以下「県政等」という。)に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供および情報収集の充実)

第 31 条 実施機関は、県民が県政等の動きを的確に判断できる正確でわかりやすい情報を得られるよう、広報活動その他の情報提供活動の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、県政等に関する県民の意向をよりの確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

(政策形成への県民の意見の反映)

第 32 条 実施機関は、県の基本的な政策を立案しようとする場合は、あらかじめ、その目的、内容その他必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めることにより、当該政策に県民の意見を反映する機会を確保するものとする。

(附属機関等の会議の公開)

第 33 条 実施機関に置く附属機関およびこれに類するものは、法令等の規定により公開することができないこととされている場合その他正当な理由がある場合を除き、その会議を公開するように努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第 34 条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定

めるもの（以下「出資法人」という。）は、当該出資の公共性にかんがみ、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人において、その性格、業務内容、県の出資の割合等に応じた適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（指定管理者の情報公開）

第 34 条の 2 県の公の施設（地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行う指定管理者（同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、当該指定管理者の保有する情報であって、その管理を行う公の施設に係るものの公開に関し必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 実施機関は、指定管理者において、適切な情報の公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

## 第 5 章 雑則

（公文書の目録）

第 35 条 実施機関は、公文書の目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

（実施状況の公表）

第 36 条 知事は、毎年度、実施機関の公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（適用除外）

第 37 条 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に規定する訴訟に関する書類および押収物については、この条例の規定は、適用しない。

（委任）

第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

## 第 6 章 罰則

（罰則）

第 39 条 第 22 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処する。

## 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の規定（公安委員会および警察本部長に関する部分に限る。）および付則第 8 項第 2 号の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の滋賀県公文書の公開等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 5 条の規定によりされている公文書の公開の請求は、改正後の滋賀県情報公開条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 12 条第 1 項の規定により滋賀県公文書公開審査会に対してされている諮問は、新条例第 19 条第 1 項の規定による審査会に対する諮問とみなす。
- 4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の

行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

5 旧条例第 13 条第 1 項の規定により置かれた滋賀県公文書公開審査会は、新条例第 22 条第 1 項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

6 この条例の施行の際現に旧条例第 13 条第 3 項の規定により滋賀県公文書公開審査会の委員に委嘱されている者は、新条例第 22 条第 3 項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

7 この条例の施行に伴い新たに任命される審査会の委員の任期は、新条例第 22 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

8 次に掲げる公文書については、新条例第 2 章の規定は、適用しない。

(1) 平成 11 年 10 月 1 日前に実施機関（議会に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で当該実施機関が保有しているもの

(2) 付則第 1 項ただし書に規定する規則で定める日前に実施機関（公安委員会および警察本部長に限る。）の職員が作成し、または取得した公文書で、当該実施機関が保有しているもの

（滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

9 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 44 号の 5 中「滋賀県公文書公開審査会」を「滋賀県情報公開審査会」に改める。

（滋賀県個人情報保護条例の一部改正）

10 滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「滋賀県公文書の公開等に関する条例（昭和 62 年滋賀県条例第 37 号）」を「滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）」に改め、同条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 10 条第 1 項中「または磁気テープ等」を削る。

第 15 条第 2 項を次のように改める。

2 個人情報の開示は、文書、図画または写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）に記録されている場合については閲覧または写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されている場合についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による開示にあつては、実施機関は、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

第 15 条第 3 項を削る。

第 16 条第 2 項中「ならびに前条第 2 項および第 3 項」を「および前条第 2 項」に改める。

第 17 条中「または第 3 項の」を「の規定により」に改める。

（滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

11 前項の規定の施行により新たに同項の規定による改正後の滋賀県個人情報保護条例第 2 条第 3 号に規定する公文書となるものに記録された個人情報を取り扱う事務に係る同条例第 10 条第 2 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、平成 13 年 4 月 1 日以後、遅滞なく」とする。

付 則（平成 13 年条例第 10 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年条例第 45 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条および第 14 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

付 則(平成 15 年条例第 18 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年条例第 30 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年条例第 44 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成 16 年条例第 46 号)

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年条例第 43 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年条例第 121 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(滋賀県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の際前項の規定による改正前の滋賀県情報公開条例(以下「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたは施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同項の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、病院事業管理者がした処分その他の行為または病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

付 則(平成 18 年条例第 11 号)抄

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際第 6 条の規定による改正前の滋賀県情報公開条例(以下「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条の規定による改正後の滋賀県情報公開条例の規定の適用については、県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為または県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

付 則(平成 19 年条例第 34 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県の情報公開・個人情報保護  
平成 18 年度運用状況報告書

発行 平成 19 年 12 月  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室  
〒 520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1  
TEL 077-528-3121・3122  
FAX 077-528-4813  
E-mail [kenmin-j@pref.shiga.lg.jp](mailto:kenmin-j@pref.shiga.lg.jp)